

平成25年第3回羅臼町議会定例会（第1号）

平成25年9月12日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第40号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 7 議案第41号 平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第42号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第 9 議案第43号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第44号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 日程第11 議案第45号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協
議について
- 日程第12 議案第46号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第13 認定第 1号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第14 認定第 2号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入
歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 3号 平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第16 認定第 4号 平成24年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳
入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 5号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会
計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 6号 平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第19 報告第 6号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第20 報告第 7号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について

- 日程第 2 1 報告第 8 号 継続費精算報告書について
 (日程第 1 3、認定第 1 号～日程第 1 8、認定第 6 号及び
 日程第 1 9、報告第 6 号～日程第 2 1、報告第 8 号 9
 件一括)
- 日程第 2 2 発議第 7 号 道州制導入に断固反対する意見書
- 日程第 2 3 発議第 8 号 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期
 具体化等を求める意見書
- 日程第 2 4 発議第 9 号 平成 2 5 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第 2 5 発議第 1 0 号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求め
 る意見書
- 日程第 2 6 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員 (10名)

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	高村和史君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	鹿又政義君		8番	佐藤晶君

○欠席議員 (0名)

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	教育委員長	石川勝君
企画振興課長	久保田誠君	総務課長	太田洋二君
税務財政課長	高橋力也君	税務財政課参事	櫻井房雄君
環境生活課長	五十嵐勝彦君	保健福祉課長	対馬憲仁君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	地域包括支援センター課長	斉藤健治君
水産商工観光課長	川端達也君	水産商工観光課長補佐	堺昇司君
水産商工観光課長補佐	田澤道広君	建設水道課長	北澤正志君
学務課長	中田靖君	社会教育課長	石田順一君
会計管理者	野理幸文君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	寺澤哲也君	次長	丸山晃君
--------	-------	----	------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成25年第3回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、7番鹿又政義君及び8番佐藤晶君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修及び羅臼町議会議員道内行政視察の結果について報告がありました。

次に、羅臼町監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。本日、第3回定例議会を開催いたしましたところ、全議員皆様の御出席をいただきましたことにつきまして、御礼を申し上げます。大変ありがとうございます。

お許しをいただきましたので、4件の行政報告をさせていただきます。

まず1件目は、客船につぼん丸の寄港についてであります。

客船につぼん丸の寄港につきましては、商船三井客船株式会社が行っている北海道クルーズとして小樽港を出発し、途中、利尻島と羅臼町へ寄港し小樽港へ戻る3泊4日の日程で、8月27日から9月5日までの間、この間3回のクルーズが行われ、羅臼町に寄港したのは8月29日、9月1日、4日の3回で、いずれも、午前9時から午後2時までの5時間の滞在時間でありました。乗客者数は、合計で1,110名でありました。

客船につぼん丸を受け入れするに当たり、羅臼漁業協同組合、羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会と連携を図り、漁港で、おつまみ昆布の配布と知床いぶき樽の演奏などで歓迎をいたしました。上陸後は、JTB北海道が5コースのオプションツアーを実施しております。1コースは知床五湖方面見学、2コースはトドワラ方面見学、3コースは羅臼市場の競りと昆布倉庫を見学する漁業にふれあう旅、4コースはフィッシング体験、5コースはホエールウォッチングで、乗船客の皆さんはそれぞれ参加しておりました。一方、オプションツアーに参加されない方々が町内の観光施設を見学できるように、ビジターセンターや国後展望塔、あるいは、郷土資料館行きの無料巡回バスも運行し、道の駅イベント広場では、魚介類の焼き物などの食事提供や土産販売、北方領土署名コーナーの各テントを設置して、歓迎の雰囲気づくりに努めたところであります。客船につぼん丸に乗船しているお客様に羅臼町の物産や観光名所などを事前にレクチャーし、5時間の滞在時間でスムーズに散策できるよう、船内で羅臼町のPRを含めた説明会も実施したところであります。

また、商船三井客船の御厚意により、2回の船内見学会を実施していただき、延べ1200人の方が見学されております。当町に客船が寄港したのは初めてのことであり、町民の皆様も関心を持って迎え入れをしていただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

なお、8月28日に来町された商船三井客船株式会社小林社長に対しまして、来年度以降も事業の継続と羅臼寄港について要請をさせていただいたところであります。

次に、2件目は、羅臼国後展望塔の増築についてでございます。

かねてより、学習旅行者の増加への対応と北方領土返還運動のさらなる啓発のため、総務省に対して研修スペースの増築を要望しておりましたところ、本年度、予算化され、設

置者である独立行政法人北方領土問題対策協会より町が委任を受け、事業の実施について具体的な事務を進めているところであります。増築の概要につきましては、既存施設の敷地内に50人程度が研修できるレクチャールームを増築するものでありまして、映像施設の設置と、壁を利用した北方領土の資料展示機能、屋上には展望スペースも兼ね備えております。この後、所定の手続を経て工事に着手し、平成26年3月までに完了し、4月からの供用開始を予定しております。国後展望塔の利用者は増加傾向にありますが、今後は修学旅行の活用のみならず、一般の観光客の学習旅行の拠点としても活用されることを期待しているところであります。

3件目は、町立中学校建設にかかわる住民説明会についてであります。

町立中学校の建設につきましては、羅臼、春松両校ともに築40年を経過し、老朽化が著しく、防災上からも早急な対応が必要との判断と、少子化に伴う教育環境を考慮しながら、町長として一定の考え方をまとめ、4月22日に、教育委員、5月1日には議員協議会において、現時点での方向性を示させていただきました。その後、6月26日に春松校区、6月27日に羅臼校区、7月9日に羅臼町PTA連合会役員会、7月18日に峯浜町内会、8月9日に町内会長の皆様、そして、8月27日には、幼稚園と小中学校の保護者を対象とした説明会を開催してまいりました。いただきました御意見や御提言につきましては、教育委員会の情報、教育情報紙「もやい」を通じて全戸にお知らせをしているところでありますが、建築予定地や通学手段などにつきましては、おおむね御理解をいただいたものと受けとめさせていただいたところであります。したがって、現状の中学校校舎の劣悪な環境を一日も早く解消し、平成26年度から29年度までの期間での完成を目指し、生徒やPTAなどからの要望の取りまとめや関係機関との調整など、建設にかかわる基本的な各種関連事業を整理し、具体的な作業に着手してまいりたいと考えております。今後、議会にも御相談を申し上げながら建設事業を進めてまいりたいと思っておりますので、御指導、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

4件目は、お手元に配付してございます、9月10日現在における羅臼地方卸売市場の鮮魚取り扱いの状況でございます。

総体を先に申し上げますと、数量では、昨年の1.3倍、130%、金額では、昨年の1.38倍ということになってございまして、それぞれ魚種ごとにばらつきはありますものの、特にホッケにおきましては、金額では昨年の1.94倍、イカにつきましては、既に例年より1カ月早く操業されてございまして、昨年の同期には、わずか300万円の水揚げでありましたが、現時点では6億4,800万円、倍率にしまして217倍という大きな水揚げとなっているところでございます。また、秋サケにつきましては、昨年の同期と比べまして、トータルでは1.67倍という数字になっているところでございます。いずれにしても、魚種ごとのばらつきはありますものの、今後の好漁の継続と操業の安全を念願するところでございます。

以上、行政報告4件をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番高島讓二君。

○3番（高島讓二君） まずは、過日の9月8日、2020年夏のオリンピック、パラリンピックが東京で開催されることが決定し、日本国民として大変喜ばしいことであり、ぜひ成功をおさめ、我が国のさらなる発展を祈願するところでございます。

質問に移らせていただきますが、既に通告しております高潮対策の防潮堤について伺います。

東日本大震災が発生して、2年半が経過しました。復興に向け、さまざまな対策、まちづくりがされつつあり、被災された地域の一日も早い復興を願うところであります。また、被災された沿岸地域では防潮堤の工事が急速に進められております。防潮堤は、人々の生命、財産を守る重要な役割が期待できる一方、負の側面として、海域と陸域の間での生物や土砂の移動、陸域から海域への栄養分やミネラルなどが妨げられ、また、海岸付近の固有な生態系の破壊を招き、漁業を営む人にとっては大きな影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、大震災の大津波による被害を受けた東北の沿岸地域の中には、防潮堤の建設の取りやめを要望した地域もあります。

今、我がまち羅臼町の各地においても、高潮対策として防潮堤が建設されております。今後も、さらに建設の計画がありますが、漁業を基幹産業とする我がまちにとっては、防潮堤の建設が、海域、漁業に悪影響を及ぼすようなことがあってはならないと思いますが、町長はどのようにお考えか、お聞きいたします。

誤解のないよう申し上げますが、私は防潮堤の建設に反対しているわけではありません。防潮堤を建設した後、万が一、海域における生態系への悪影響は、我がまちの産業にとって致命的な影響を及ぼすことを心配しております。5年先、10年先、20年、30年先まで、我々は子どもたちや孫の代まで、この豊かな自然を残していかなければならない義務があります。したがって、今、防潮堤建設に当たって、自然環境や生物への影響を、生態学、水産学の最新の知見を取り入れた、専門家による科学的に評価する環境影響評価、環境アセスメントが必要と考えます。また、我が町には羅臼町環境基本条例があり、その第11条に環境影響評価の措置があります。条文は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に対しては、適正に調査、予測及び評価を行い、環境の保全について適正に配慮するよう措置を講ずるとあります。我がまちに建設されている、あるいは、計画されております防潮堤は、今のところ、約5.5キロですが、これは北海道の事業ですので、科学的な環境影響評価、環境アセスメントを北海道に実施していただくことを要望す

べきだと思います。このことについて町長のお考えをお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員より、高潮対策の防潮堤における海域の環境について、1件の御質問をいただきました。お答えいたします。

当町の高潮対策護岸工事は、平成20年度より町内各地区で、順次、実施しているところでございます。この工事は、高潮による災害を未然に防止し、住民の生命と財産を守ることを目的として実施している事業でございます。また、護岸施設は、北海道から示された津波予想高に対応できる施設でもございます。実施に当たっては、高潮の被害を受けた箇所や被害のおそれがある箇所を北海道に要望し、北海道の事業として実施しており、海面の問題や斜路の設置など、漁業協同組合や漁業者と協議し、事業を進めているところであります。

さて、東日本大震災で津波の被害を受けた地域におきまして、計画されていた防潮堤の建設が、海域の環境に考慮し、事業の見直しや中止に至ったケースがあることから、羅臼町の高潮対策護岸工事についても、海域の環境に考慮をすべきとの御意見でございますが、被災地の防潮堤と当町の護岸施設では規模や種類が大きく異なり、一概に比較はできませんが、私も、高潮対策護岸工事が海域に悪影響があってはならないと考えております。

さらに、事業の実施に当たっては、当町で制定している環境基本条例の第11条に、環境影響評価の設置、いわゆる環境アセスメントについての条文があることから、条例に基づき実施すべきではないかとの御提言ですが、現在実施している工事の環境アセスメントについて、事業主体の北海道に確認いたしましたところ、北海道の条例に定められていないことから、環境アセスメントは実施していないとのことであります。また、実施していない場合、北海道に対し環境アセスメントの実施を要請すべきとのことですが、環境基本条例の条文では、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業とあります。当町は以前より、本町地区や礼文町地区など、過去に町内で施工した同様の施設があり、その状況を見ますと、特に環境に著しい影響を及ぼしているとは言えず、現時点では、北海道に対し環境アセスメントの実施を要請する考えはございません。しかし、海域の環境については、当町における重要な問題と認識しておりますので、今後、状況を見て対応していきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 今、町長がおっしゃったように、北海道の条例では、環境アセスメントをするということに海岸線の防潮堤は含まれていないのですね。道路とかトンネル、あるいはダムをつくるとか、そういうことを具体的に書いておりますけれども、ただ、やっぱり海域に対する防潮堤は、最近、海に対する影響というものが指摘されていま

すから、10年前とか、そういうときは大分状況が違っていきまして、ここ近年、いろいろな環境、世界的に環境問題を言われている中で、海域に対しての環境に及ぼす影響、かなりクローズアップされているのではないかなというふうに私自身は思っております。

いい例が、約20年前に奥尻島が津波に遭いまして、ぐるっと14キロにわたって防潮堤を建設したと。それで、20年後の今、検証してみると、そのときに奥尻島の産業だったウニが激減してしまったと。ということで、北大の松永教授が調査しましたら、磯焼けが起きていたと。それは、要するに、陸域から海域に流れ出る植物プランクトン、そういう栄養分が防潮堤によって遮断されているとしか考えようがないというふうなこともテレビで放映されておりました。私も奥尻島に電話で聞きましたところ、環境アセスメントを行ったかということを知りましたら、行ってないということで、そのときには海に対する環境アセスメントというものが余り理解されていなかったのではないかなというふうに私は思っております。

そういうことで、つくったはいいいけれども、その後、5年先、10年先になって、この豊かな羅臼の海に影響が出ないかということが私は一番心配しております。そのために何が必要かという、今まで影響がなかったからどうのこうのではなくして、これから影響が出るかもしれないということを考えれば、事前にそういうことを慎重に調査をしてやっていくことが必要ではないかと思いますが、町長、もう一度その辺を、北海道が条例がないからいいのではないかということではなくして、我が町として、やっぱり基幹産業、漁業ですから、その辺をやっぱり慎重にやっていくべきではないかなというふうに思いますけれども、それについて、もう一度お答え願えますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 基本的には、先ほどの答弁で申し上げましたように、そういうことも含めながら、今後の状況を見て対応していきたいというふうに思っておりますし、北海道がもう既に実施しております、例えば峯浜地区の事業につきましても、北海道では環境アセスそのものはやっていないものの、公共事業に対する事前の評価ということはやっておりまして、当然、その事業の必要性、あるいは適切性、あるいは代がえ案がないのかどうかの検討、あるいは緊急性、あるいは優先性、あるいは環境への配慮、あるいは影響調査、妥当性、あるいは事業的な効果ということ踏まえた中で実施しているというふうに私どもは承知しておりますので、今、高島議員御心配のことにつきましては、当然、私としても、今後の事業展開の中で、そういうことの懸念があるとするならば、そういう調査も含めながら、北海道と連携を保ちながら協議してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 重ねて申しますけれども、私は、防潮堤、全面的に反対ということではありません。地形的に、どうしても防潮堤が必要な場所というのはあるのだと思

ます。また、必要のないところというのもきちんと見きわめて、それを建設するべきだと思います。やっぱり自然環境とか生態系を破壊しては、もう元も子もないわけですから。ただ、防潮堤でなければだめなのか、今、町長、いろいろな方策があるというふうにお答えでしたけれども、場所によっては、消波ブロックで十分その機能が果たせるのではないかなというふうなところもあるかもしれません。今、ブロックのほうが、環境的には、防潮堤よりも環境に与える負荷、つまり、悪影響が少ないというふうに思っていますので、そういう選択の余地が、そこにあるのではないかなというふうに私は思います。

また、最近の新聞では、消波ブロックに、コンクリートにアミノ酸をまぜて、海草が生えやすくしているというブロックも開発され始めていますから、そういう選択肢もあるのではないかなというふうに私は思います。とにかく、今のところ、津波の予想もあります。大体、漁師の方たちは、浜が失われるとかそういうことが多いように伺っていますので、それであれば、その辺をもうちょっと慎重に考えて、何とかた防潮堤をつくるということでない方法も考えられるのではないかなというふうに思います。

私としては、やっぱり羅臼の海は豊かな海ですから、その環境が壊れると、今、奥尻島の例を言いましたけれども、奥尻島は、その産業もだめになって、衰退しまして、観光もだめだと、そういうことで、全国で人口の減少率が第2位というふうに言っています。人口がどんどん減っているわけです。やっぱり、そういうふうに産業が衰退すると、どうしても人口が減っていくわけですから、そういうことを十分留意してやっていくべきではないかな、むしろ、何かを、いわゆる影響あるようなものをつくるときには、ぜひ、条例にないからとかではなくして、環境を汚しそうだというふうな、環境に影響を及ぼしそうだというふうなことになるれば、慎重にその辺を科学的に調査をして進めるべきではないかなというふうに、私は、道のほうに、もうちょっと、町長、強く言っていただきたい。我が町の漁業のほうからの要請もあるかもしれませんが、今だけではなくして、将来にわたって羅臼の基幹産業を守っていかなければならないという、私たちはそういう義務も当然持ち合わせておりますから、そういうことを、今だけではなく、将来にわたっての羅臼の豊かな自然を守っていくようなことをやっていかなければならない。そのために、やっぱり環境アセスをですね、条例にないかもしれませんが、その辺を配慮していると言いますけれども、その辺をもうちょっと科学的にやっていただいて、我々町民にも、そののところ、こういう調査をしたのだと、こういう調査をして、これは影響がないよというようなことを公表しないと、漁師の人たちも、やってもらったと、だけれども、将来、海が壊れるよというふうなことになるれば、もう一度そこでやっぱり考え直すのではないかなというふうなことがありますので、ぜひそういうことを考えてもらって、北海道のほうに環境アセスをやってほしいと、こういうことで影響がないのだということ、もう一度、科学的な評価をいただいて、それから建設しても、私は遅くはないのではないかなというふうに思います。その辺のところ、町長、先ほどから、これから善処しながら、つまり、道と相談しながら、いろいろ適宜にやっていくというようなことをおっ

しゃっていますので、もうちょっとその辺を積極的に強く、要求、要望していくべきだなというふうに思います。その辺を、町長、もう一度お答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） いろいろお話しありました。我々は自然の恵みの中で生きているということでもありますので、その自然との共生、あるいは自然環境を保全するという基本的な考えの中で、今後のいろいろな、そういう事業展開なりにおいて、影響があるのかどうかということについては、当然考えながらやっていかなければならないというふうに思っていますので、先ほども申し上げましたように、そういう著しい影響があるとするならば、当然、道のほうにも協議をしていかなければならないというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 例えば、5.5キロだから大丈夫がどうかというのはわかりません。羅臼の範囲で言えば、まだまだ面積は少ないかもしれません。だけれども、これがどんどんつながって行って、面積が、つまり防潮堤の面積、長さがどんどん長くなって、どういうふうな影響が起きるかということ、ある程度は予測しなければならないかもしれないのです。では、今までやったところが海草が生えないかということだとか、そうではなくして、そういう面積がどんどん長くなってくると、どういう影響があるかわかりません。そういうことを、やっぱりある程度予測しながら、科学的に私はそれを専門家に調査してもらいたいと思うのです。10年たって、あのときにつくったものがよくなかったというふうなことが決してないようにやっていただきたい。

くどいようですが、私の言いたいのは、防潮堤の負の側面、つまり、自然環境とか生態系に対しての悪影響を心配しております。この先、羅臼町は産業として、この豊かな海の恩恵を受けて成り立っていくわけですから、そのために、自然環境、生態系を守る上においても、慎重に考えていかなければならないのではないかなというふうに私は思っております。町長、その辺、道のほうに強く要望をしていただいて、大丈夫だというふうなこともありませんけれども、これから環境がどういうふうに行くかわからない、予測もつかない状態ですから、ぜひ、その辺を慎重にやっていただきたいなと思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（村山修一君） これで、高島讓二君の一般質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩します。10時50分再開します。

午前10時31分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番田中良君に許します。

○2番（田中 良君） 通告に従い、一般質問いたします。

本年は、春から天候不順で、羅臼も日照時間が大変短く、産業につきましても、いろいろな影響が出ていることと懸念されているところでございます。現在に至っても、夏とはいえども雨の日が続いたり雲の日が続いたり、日光が見えない状態で、基幹産業であります昆布漁にも多大な影響が出ていると推察するところであります。

本日は、2項目7点について質問いたしたいと思っております。

1点目に、羅臼町の観光行政の施策の現状と今後の取り組みについて、以下、5項目について質問いたします。

1番目に、6月定例会で質問した、当町が以前から取り組んでいる魚の城下町通りの状況について、町長から答弁をいただきました内容として、本町かいわいを活性化する会を中心に事業展開を計画し、周辺店舗で新たなる商品の提供などを検討していることや、階段や動線、足場周辺の整備等も資料等で検討しているとのことだが、これらの進捗状況と問題点はどのようなものなのか。また、今後の具体的な施策、あるいはスケジュールをお示し願いたいと思っております。

2点目につきまして、昨年度より取り組んでいる学習旅行の現状は、現在、昨年度より減少していると聞いているが、その原因は何なのか。また、今後、どのような施策を考えているのか、具体的にお示し願いたいと思っております。

3点目は、先般、札幌で、センチュリーホテル40周年で行った当町のPR等及びこれにかかわる費用対効果について、どのような考えを持っているのか。また、今後、このようなイベントに対し、町として関係団体との連携について、また、まちとしてどのような取り組みをとっていくのか、お示しを願いたいと思っております。

4点目に、先ほど、町長からも行政報告で説明を受けました、8月29日、9月1日、9月4日に、3回、羅臼町に来町した大型客船にっぽん丸の経済効果及び当町のPR効果の検証及び今後の取り組みについてお示し願いたいと思っております。

5点目として、この観光行政の最後になりますが、どの施策に対しても経費が必要だと考えますが、当町の観光行政に関する予算に対し、特に必要な項目があるとしたら何なのか。また、関連して、関係団体や、今後、議会も巻き込んだ施策について、町長のお考えをお示し願いたいと思っております。

2点目につきまして、羅臼町の基幹産業である漁業を推進している羅臼漁業協同組合の取り組んでいる事業に、行政はどのような施策をとるのか。その中でも、特に、以下2項目について質問いたします。

1点目は、羅臼漁業協同組合がことし行う羅臼昆布のPR事業に、行政はどのようなかわり方をしていくのか、また、支援を行っていくのか、具体的にお示し願いたいと思っております。

2点目に、本年2年目の折り返しを迎えている組合との人事交流の成果と問題点、及び、今後の方向性はどのように考えているのか、お示し願いたいと思っております。

以上、7項目につきまして質問をいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 田中議員より、2件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼町の観光行政の施策の現状と今後の取り組みに関しての5点の御質問であります。それぞれお答えいたしますが、1点目は、道の駅らうす周辺の整備についてのお尋ねでございます。

道の駅らうす周辺の整備につきましては、第2回定例会において、田中議員の御質問に対し御答弁をさせていただいておりますが、現在、一部関係者や団体と個別に事業推進の手だてについて検討を重ねているところであります。しかしながら、当該地区では今年度、居住環境の変化が見込まれておりますので、その環境変化を捉えながら、今後のスケジュールを整理し、本町地区事業者の事情や一般町民の方々の動きもありますので、関係者や地域の主体的な取り組みを大事にして、周辺地域でのイベントや新たな商品の提供、足湯周辺の整備や動線の整備などについて、本町かいわいを活性化する会の事業推進を支援してまいります。

2点目は、学習旅行についての御質問であります。

当町における修学旅行の受け入れに当たっては、知床羅臼町体験学習推進協議会により受け入れを実施しているところでありますが、昨年度の修学旅行生の受け入れは、11校で1,151名の修学旅行生が当町を訪れ、各種体験を通じて羅臼を体感していただいております。今年度の修学旅行の受け入れにつきましては、今後の秋の修学旅行の受け入れを含めると、学校数で9校、生徒数1,034名が当町を訪れる予定となっております。今年度の受け入れ実績については、1,000名を超えた昨年度と近い実績となる見込みであります。そのほか、8月には、北方領土学習として、各県民会議による中高生が、昨年度を上回る団体数と生徒数が当町を訪問しており、北方領土学習に加え、羅臼の市場見学や昆布倉庫でのおつまみ昆布づくり体験など、関係団体の協力のもと、受け入れに取り組んでいるところであります。

今後の具体的な施策につきましては、知床羅臼町体験学習推進協議会の中に企画専門部会を設置し、検討を進めているところでありますが、修学旅行の市場では、2年先の修学旅行獲得に向けた商戦が始まっておりますので、北海道観光振興機構が主催する教育旅行を取り扱う各旅行代理店との商談会に参加し、今後も積極的に知床羅臼をPRしていく予定でありますし、私自身も、本年度来町された学校を直接訪問し、来年度以降も継続していただけるようお願いしたところであります。また、昨年度、根室の振興局が中心となり、地方空港を活用した根室管内の教育旅行誘致の連携と協力に関する協定が締結されておりますので、1市4町と全日空と大手旅行代理店4社が知恵を出し合い、連携、協働して諸課題の解決を図るとともに、根室地域の教育旅行誘致のプロモーションに取り組んでおります。

3点目は、センチュリーロイヤルホテル40周年事業についてのお尋ねでございます。

センチュリーロイヤルホテルでは、40周年を迎えるに当たって、「北海道を知る」をテーマに、道内の各市町に寄与できるイベントとしてロビーイベントと物産展を企画し、当町にもロビー無償提供の声かけがありました。その後、宿泊者数の動向、客層についての把握や、既に実施していた町の状況なども踏まえ、本事業が当町にとって有効であると判断し、漁業協同組合、観光協会、知床財団などの関係団体と連携し、6月21日から23日の3日間にわたり、「行ってみたくなる羅臼町」というテーマで事業を実施したところでもあります。事業の内容といたしましては、世界自然遺産知床羅臼の動植物を紹介するパネル展示や知床の四季を伝えるDVD放映、当町で見られるクジラ等の模型の展示、北方領土返還署名コーナーを設置、また、物産展では、羅臼昆布を初め、羅臼のホッケや魚介類、知床財団のグッズ等も販売し、約500名の来場者を数え、観光PRと物産展を行ったところでもあります。

費用対効果について、どのような考えを持っているかとの御質問であります。今回の事業は、ホテルロビーという限られた場所と、主に宿泊者を対象としたPR活動であることを踏まえ、事業終了後の波及も想定し、全客室に羅臼町と海鮮工房のパンフレットの配付と北海道新聞札幌版への記事掲載をお願いし、羅臼町への関心をより高める方策も視野に入れた事業展開を行ったところでもあります。結果、「行ってみたくなる羅臼」というテーマからすると、目的に沿った効果が得られたものと認識しております。

次に、今後のこのようなイベントに対しての関係団体との連携についての考え方ですが、事業には、それぞれ目的や将来展望があり、その都度、取り組み方も変わるものだと考えております。今回の事業は、記念事業への参画ということから、単発事業の色合いが濃く、町が中心に取り組んだところではありますが、基本的には、町民の主体的で自立した取り組みが、継続、発展につながると考えております。そして、その取り組みが、関係団体のそれぞれの機能を生かした中で、オール羅臼の取り組みに発展することが町内外において大きな効果をもたらすものと認識しております。

4点目は、大型客船につぼん丸の経済効果及び当町PR効果の検証と今後の取り組みについての御質問であります。

客船につぼん丸の寄港に伴う概要につきましては、先ほどの行政報告で述べさせていただいたとおりであります。経済効果につきましては正確な数字を出すことは難しいところではありますが、地域の経済効果につながるものとして、オプションツアー5コースのうち、3コースが町内で実施されており、観光船やフィッシング体験の船の乗船料や、昆布、市場体験料、昼食代などのほか、オプションツアーでは、最後に道の駅に寄っていただくコースとなっておりますので、多くの方々に土産品を購入していただいたものと思っております。また、参加者全員に飲食店等の情報を掲載したオリジナルのマップを作成し配付いたしましたので、オプションツアーコースに参加していなかったお客様も、市街地を散策し、昼食や買い物をしていただいておりますので、ある程度の経済効果につながったものとして感じております。客船の受け入れは初めてのことであり、それ

ぞれの役割の中で課題があったものと認識しておりますので、このたびの事業を関係団体と検証し、今後に向けた取り組みについて反映してまいりたいと考えております。

5点目は、観光行政に要する予算に対し、特に必要な項目は何か。また、関係団体や議会を巻き込んだ施策についての御質問であります。

平成25年度の観光に要する当初予算総額は2,080万4,000円であり、大きく分けると、知床開きに要する経費、知床らうす交流センターに要する経費、故郷らうす会に要する経費、観光協会運営補助、その他の観光事業に要する経費に分けられますが、これらの経費は全て、観光行政を推進していく上で必要な経費であるとともに、この4月から派遣しております職員につきましても、間接的に観光にかかわる費用であると認識しております。

観光産業を推進するため、本年度の執行方針で述べましたとおり、修学旅行の誘致活動やホエールウォッチングを通じた観光客の増加に努めており、私自身、さまざまな場面や場所でPR活動を行っておりますが、必要に応じてオール羅臼でのPR活動することも重要だと感じておりますので、当町の観光産業を推進するに当たり、関係団体や議会の皆様にも御協力いただきたいと考えております。

次の2件目は、羅臼漁業協同組合が取り組んでいる事業に行政はどのような施策をとるのかとの2点についての御質問であります。

1点目は、羅臼漁業協同組合がことし行う羅臼昆布のPR事業に行政はどのようにかかわるか、また、支援を行っていくかとの御質問でございます。

町では、これまで、羅臼漁業協同組合と一体となって、各種イベント等で羅臼昆布の魅力と商品のPRに努め、消費拡大に向け活動を実施してまいりました。これから実施される事業といたしましては、本年12月に東京で開催される北方領土返還要求中央アピール行動の会場で行われる、昆布を初めとする羅臼町の特産品を扱った物産展におきまして協力する予定となっております。また、6月の定例会の中で御答弁申し上げましたが、羅臼漁協から提供された昆布製品を来客用として提供しており、6月に開催された知床開きの羅臼昆布を使用した料理コンテスト入賞者のレシピ集を庁舎内に置き、また、町のホームページにも紹介しております。レシピ集については町内の飲食店1軒が活用しており、既にメニューとして提供しております。さらに、8月23日、テレビ番組の収録で当町を訪れたタレントの柴田理恵さんを羅臼昆布大使に任命し、私から直接、委嘱状を手交したところであります。柴田さんは、ふだんから羅臼昆布をよく食べておられ、羅臼昆布のPRに努めたいとおっしゃっておりましたので、今後の羅臼昆布の消費拡大につながることを期待しているところでございます。これからも、機会あるごとに羅臼昆布のPRに努めてまいりたいと思います。

2点目は、組合との人事交流の成果と問題点及び今後の方向性についての御質問であります。

平成24年4月1日から実施いたしました羅臼漁業協同組合との人事交流は、双方の組

織の活性化と人材育成を図ることを目的に行われており、現在約1年半が経過します。人事交流によって職員の資質の向上が図られ、双方の事務事業の手法や水産業、地域の状況など、各種情報を共有することができ、当町の基幹産業であります漁業振興や住民サービス向上のための成果につながるものと確信しております。今後も、相互交流について継続することで漁業協同組合と協議中であります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 今、町長から御説明を受けました。それで、私のほうから、まず2番目の羅臼漁業協同組合の取り組んでいる事業について、1点目の昆布のPR事業、羅臼組合で今、ことし、特に羅臼組合は昆布製品の流通の販路を広げようということで、昆布の、結果的には、いいものと言っては悪いのですけれども、評判のいいものはそのままの姿の中で売られている状態で、昨年、ちょっと昆布の豊漁のせいか、ちょっと落ちると言うことは失礼になるかと思うのですけれども、白粉とか、いろいろなほうの昆布の対策等をしまして、いろいろなことを施策として考えてスタートして、ことし、事業を組むということで、新しく組合でいろいろな方面に、町長が先ほど申したように、おつまみ昆布を初め、いろいろな昆布製品を組合のほうでつくって今出しております。これはすごく喜ばしいことで、いろいろな昆布製品が出るのはいいと思います。ただ、懸念する部分につきまして、やっぱり組合独自単体で動けない部分というのがかなりあるかと思われま。行政であれば、かかわれる部分があるかと思われのですけれども、その辺のあたりで、行政として、やっぱり羅臼町がどこまで組合のサポートをしてあげられるのかということにつきまして、先ほど、町長が、いろいろな面で、昆布とか料理レシピ初め、いろいろなもので行政がかかわっている部分は見えます。ただ、現状に申しさせていただきますと、やっぱり昆布をいかに、羅臼の昆布というのは、日本でもブランドとしてはかなり上の部分である昆布ですから、当然、そのブランドの強さもありますから、ぜひその辺のあたりで、行政として、町の漁協とのコンタクトをきちんと密に図っていただいて、その辺のあたりで、どのような施策を、前もって察知する必要があるかと思われま。私たち民間サイドの中でも、いろいろな施策を打つことを耳にいたします。そういうときに、行政もその辺のあたりでどこをかかわれるか、そういうようなあたりを、ちょっと、町長の考え方をお示し願いたいと思われま。けれども。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 昆布の消費拡大につながる町としてのかかわり方、あるいは取り組みということでありますが、先ほども答弁いたしましたほかに、個別にいろいろな民間企業等々が羅臼昆布を利用した形の、いろいろな商品開発をしたいというそういう希望もあるということの都度、私たちもお会いしながらお話をさせていただいているところでもありますけれども、いずれにしても、今、羅臼昆布が以前と違った価値になってきているというのは、要するに、消費者のニーズが変わってきているということが一つあると思われま。

ます。あのままの製品で買ってくれる人が、前から見ると少なくなってきていると。いろいろな形でもって、エキスにしてみたり、あるいは、それを使用していろいろな商品の開発するというようなことになってきているのだというふうに思いますから、このことについては、組合、あるいは組合の昆布部会も一所懸命、販路拡大も含めて頑張っているという姿は私も実際にわかっているわけでありますが、そのほかに、お土産品店であるとか、それぞれが羅臼昆布ということについて、町外に向けて、消費拡大に向けて取り組んでいるということでもありますけれども、これを何とかオール羅臼的なことにできないのかという私自身の思いもありますけれども、これは私自身だけでできるものではなくて、やっぱり大きくは漁業協同組合が、この製品をどう消費者に販売していったら、そういう組合の経営にどうつながるのか、あるいは漁業者の所得につながるのかという大きな考え方の中で進めていかなければならないことだろうというふうに思っています。私自身が、行政として羅臼こんぶをPRすることにいろいろな形でもってかかわりたいと思っても、それもまた行政としての限界もあるわけでありますから、その辺も含めながら、今後、漁業協同組合と、今回の、今いただいた一般質問ということも契機にしながら、十分協議してまいりたいと思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、組合さん、漁協さんは、特に私たちの基幹産業の漁業を支えている特殊団体の一つでございます。ある程度、利益を追従する特殊団体とはいえども、やっぱり私たちのまちの基幹産業の漁業が成り立たないことには、行政としても大変不安な部分であろうかと思っております。町長の答弁の中で、昆布に対して大変理解を示してただけるということで私は判断したいと思っております。ぜひ、組合等が行う施策につきまして、トップ会談でもいいですから、その都度、うちの行政のほうから漁協のほうに何か乗れるところないのかとか、そういうような歩み寄りをしていただけるように、今後取り組んでいっていただきたいと思っております。

続きまして、2点目の人事交流につきまして、1年半過ぎました。当町にも組合の職員が来て頑張っている姿は、日々、見させていただいております。また、組合におきましても、当町の職員が行って職場の中で動いている経過も見えております。その職員が2年の期限つきだと思っております。多分、来年帰ってくると思っております。また新たに組合と打ち合わせして、人事交流を、町長は、まず図るのかどうか、その点、まず1点をお願いします。

（発言する者あり）

先ほど言いましたか、継続ということによろしいですね。それであれば、特に町長にお願いしたいのは、その辺も含めまして、ちょっと組合さんとお話しして、組合のもう少し核心に触れる、特に今、羅臼漁協は、組合の中でいろいろな組合員との問題点を、今、精査している最中なので、その辺も含めて、もう少し町の、申しわけないです、行政マンの力を発揮させるような場所が、交流の場所として選んでいただけて、その職員の資質も上げるということで、そういうような場所を出していただければありがたいと思われるの

ですけれども、その辺のあたりはいかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 人事交流というのは、あくまでも身分は、もとのままの中でやるわけですから、羅臼町の職員が漁業協同組合に行ったからといって羅臼漁業協同組合の職員にはなり得ないということでもありますので、その辺のことについては、それぞれの組織の中でいろいろな、制約ということは特にはないのでしょうかけれども、いろいろなそういうルールもあると思いますので、その辺のことも含めて、今後継続する中で、その人選も考えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、その辺も考慮しながら人事交流をしていただきたいと思います。また、帰ってくる職員につきまして、貴重な体験をいたしますので、その職員の能力が発揮できるような場所を町長に選んでいただければありがたいと思います。これは要望ではなく、私の見させてもらった見解の中で、そういうふうにしていただきたいと思えます。

それでは続きまして、まず、観光のほうへちょっと移らせていただきます。

2点目に質問をいたしました学習旅行なのですけれども、修学旅行生が主として受けていると。それとプラス、北方領土の勉強会という団体も受けていますという説明を先ほど受けました。大変いいことだと思います。私も過去に羅臼高校のPTA会長を仰せつかりまして、うちの高校生が見学旅行に本州方面に出かけているときに、町長が先ほど言ったように、2年、3年前から、もう、旅行の日程が実は決まるのですよ。先ほど町長の答弁どおりなのです。それで、ぜひ、うちのまちとして、もし、この学習旅行をやるのであれば、各関係団体の旅行会社も大切なのでしょうが、ただ、各学校に、多分、いろいろな学習旅行について指針があると思われまます。そういうのはやっぱり教育委員会とかそういうサイドで、多分、ネットとか調べていくと、そういうような要望とか、そういうのは見えてくる可能性があると思いますので、ぜひ、2年前であれば、さらに1年前の、前の年ぐらいに施策を打つような捉え方をしていただければ、今後、学習旅行についての受け入れについては、もう少し伸びを見せるのかなと私自身は考えるのですが、町長自体はどのように考えておりますでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほど答弁申し上げましたけれども、町単独で、それぞれの学校ということも一つある中で、特に今、北海道の観光振興機構を中心しながら、羅臼町のみならず近隣の町村ということの中で、修学旅行生をこちらのほうに呼び込むという形の中で進めてまいりたいというふうに思っています。今、2年先、3年先という話がありました。実は、昨年度実施したところの、特に札幌の中学校が主だったのですが、私と観光協会の会長さん含めて、修学旅行に来ていただいたお礼かたがた、来年以降もお願いしますという話をしてきたのですが、その中では、来年以降もという計画している学校もあ

りましたし、今検討中ということもありました。それぞれの学校で、それぞれの修学旅行に対する、行き先も含めた、何を学習するかというような指針もあるというふうに思っていますが、特に羅臼の場合は、北方領土も含め、あるいは世界遺産も含め、あるいは自然ということも含めて、いろいろ学習する素材がたくさんあるというふうに学校側でも言うておりましたけれども、ただ、いろいろ、その学校学校によっては事情があるということではありますが、今後とも、一校でも多くということを進めてまいりたいと、これは、私、町長という形だけではなくて、先ほど申し上げました協議会もつくっておりますので、その中で積極的に進めてまいりたいと思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのように取り計らっていただければありがたいと思います。学習旅行につきましては、羅臼町は本当に、町長がおっしゃったように、恵まれた環境の中で、十分、学習旅行にたえるだけの能力のあるまちだと私は自負できると思います。特に、町長は4町の連合の町内の、連町の会長として今位置づけておりますことでもありますし、4町であれば、管内であれば標津町が、この学習旅行につきましては先駆者的なことで、前もって先に進んでいる部分もあります。標津町のあたりを見ますと、若干ながらふえてきて、増加傾向にあるようなので、ぜひ、隣のまち、もしくは羅臼町も含めて、広域でも考えながら、そのような学習旅行をこの道東で組めると、先ほど町長が答弁でおっしゃったように、空港を利用するとか、いろいろな面が多々出てくると思うので、ひとつその辺の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番目のセンチュリーロイヤルホテルでの、これは単発事業として羅臼町が今回PRを行ったということで、各関係団体、札幌を中心にいろいろなPR行動をやっております。組合初め、知床観光協会初め、いろいろな北海道をPRする部分、札幌市以外でも、本州のほうで言えば、北海道をPRするというのはすごく本州の方にも人気があるPR事業の一つでございます。ぜひ、この辺のあたり、先ほど町長の答弁の中で、今回は単発事業であったという捉え方で私は捉えております。その中で、町民とか各関係団体が継続していく事業が今後できてくれば、それも支援をしたいということで町長のほうから答弁をいただいたのですけれども、町長はそれでよろしいでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今回は企業の周年記念事業という形の中で、無償提供していただけたという場所代の問題ですね、そういうこともあって、費用対効果も考えて、私たちとしては、今回、事業展開をしたということでもありますけれども、今後においてといいますか、今までもいろいろな形でもってやっているのはたくさんあります。その中に、町がかかわっている部分も、当然支援している部分もあります。そのかわり、企業みずからがそれぞれでやっているところもあるということではありますが、その中において、行政としてのかかわり方、そういう支援が求められるとするならば、当然それはいろいろな形の中で検討した中で進めていかなければならないことであろうと。全てが町がかかわるという

ということでもありませんし、全くかわらないということではなくて、その都度、ケース・バイ・ケースの中で判断していきたいというふうに思っています。北海道、道内あるいは道外に向けて羅臼のPRということ、それが将来的な、特に羅臼の場合は、漁業、魚、これの消費拡大なり、あるいは町の経済の波及効果につながるとするならば、当然、町としても積極的に取り組んでいかなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのように取り計らいをお願いしたいと思います。小さな各団体ですけれども、皆さん、やっぱり羅臼町を心配して、一所懸命いろいろな事業展開を私たちも目にしていただいているところがございます。ぜひ、その団体につきまして、ひとつ、町で後押しをできるような、体制をつくっていただければ大変好ましいと思いますので、ひとつその辺をよろしくをお願いしたいと思います。

続きまして4番目に、ことし初めて、につぼん丸という豪華客船が羅臼町に来町いたしました。お迎え初め、羅臼町として、今年度初めての事業でお迎えをしたのですけれども、私が見た限りで、やっぱりちょっと初めての経験値で、何分、動ける範囲内がかなり、ツアーの人方というのは、何かしら旅行会社さんの主導的なツアーが重立って見えたという面がちょっとありまして、その辺のあたりを、ぜひ羅臼町も、今後、先ほど町長が答弁の中で、社長さんと話して、複年数で来るということが、社長さんも何かちらっと会場でお話ししていたので、多分、来年、再来年と続くのではないかと思います。ぜひその辺のあたりを検討材料として、町長はどのようにお考えなっているのか、その辺ちょっとお聞かせ願います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほども答弁したと思いますが、本当に今回初めての事業展開ということで、来年以降のことについてはお願いしたところでありますけれども、来年以降も来ていただけるという前提で今後検証するとするならば、私が思うのは、今回の場合は観光協会を中心にしながら、我々行政もかわりながら取り組みはしたものの、来たお客さんから見ると、まだまだ不行き届きな点もあったのかもしれませんが、それぞれにおいて。したがって、その辺も検証しながら、全町民的な形の中でということとは、あの大きな船がこの羅臼の前浜に停泊したということについては、町民ほとんどが承知だというふうに思います。あとは、その来たお客さんをどうもてなすかと、先般のオリンピックのプレゼンテーションではありませんけれども、おもてなしの心と、これを町民にどう受けとめて、それに対応していただくかということが、これからの大きな課題であろうと思っています。いろいろ旅行会社は旅行会社でもって、これだけの人数を事業展開するということになる、当然、いろいろなオプションツアーを含めたそういう商品を提供していると、その中で、それぞれが、お客さんが選ぶ、選んだ結果で、こういうふうな形になっているのだと思います。したがって、その旅行会社のほうに、羅臼町として、今後ど

う取り組んだほうがいいのかということも含めながら、御意見もいただきながら進めてまいりたいと思っています。いずれにしても、全町民的なそういう心の問題、おもてなしの心ということについて、今後、進めていく必要があるだろうというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのように取り組んでいただきたいと思います。今回、につぼん丸が来航いたしまして、一番気がついたときに、不幸か幸か、うちの港、実は接岸できない港なのですよね、浅過ぎて。でも、乗りおりに、いわゆるボートおろしました。そのボートの使い方が、物すごく画期的だと私は思っております。乗りおりに船腹の間からデッキが、タラップが生まれて、やっぱりこういう大型客船で旅行する人の年齢層というのは、おりた人方を見ると、高齢者の人が多いというのは町長も感じていたところだと思います。その人方が自由に乗りおりができる船、逆に、港に着けるよりは、関係者の人から聞いたら、沖で停泊してランチャーでおろすほうが作業的には楽だという話を伺っていたので、今回は天候に恵まれて、日曜日はちょっと雨降っていて残念な結果でしたけれども、初日がすごく天気がよくて、すごく、おりた人方が羅臼というまちを堪能してくれたと思っております。につぼん丸ばかりではないと思います。羅臼町で受け入れ体制がきちんとすると、こういうような客船関係は、この海域は入ってこれる海域だと思っております。実際に、につぼん丸が来ていたときに、実は羅臼には寄港していませんけれども、ほかの客船が一隻、羅臼のこの海域の中に入っているということを知り、漁師の人方からお聞きしていましたので、多分、この後、につぼん丸の上の、さらに飛鳥とか、さらに日本郵船には大きな船がいます。そういうような客船の誘致も、ひとつ必要かなと思われるので、これがいい勉強となりますので、ぜひ、これを検討材料として、早いうちに、町民にやっぱりいろいろな面で、これを一つのきっかけとして、おもてなしの心を持ってもらえるような提案を町からしてみたらいかがかと思うのですが、町長はどのように考えておりますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、町として町民にアピールしていくということになるかと思いますが。強制的なことではありませんので、羅臼町の産業振興にも、あるいは羅臼の知名度も含めて、いろいろプラスの面が多いのだということを知り、町民に理解してもらおうという形の方策を行政としても進めてまいりたいと思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのときはオール羅臼という意味で、私たち議会も初め、お声かけをいただいて、町民全員で迎え入れるという気持ちで、まず一番先に大事だと思いますので、ひとつその辺の配慮もお願いしたいと思います。

続きまして、1番目に質問いたしました魚の城下町通り、通称、いわゆる本町の道の駅のかいわいのことなのですけれども、昨年からは町長がいろいろ政策

を打っていただいて、僕もここで2回、3回と答弁をお聞きしております。ただ、いかにせん、その姿が私たちの中に見えてこない。部分的には見えている部分はあります。ただ、地域住民もいらっしゃいますが、その辺のあたりで、特に、ここに、6月の定例会のときにも、本町かいわいを活性化する会というのが設立したという話を聞いておりますが、その会の動きの内容を、もうちょっと詳しく教えていただけませんか。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） 本町地区の活性化する会ということで、主に事業者ですが、6事業者に入っていただいて協議をしていただいております。主な協議ですが、この辺のかいわいの海鮮工房に来る人口をぜひ誘導できないかというような議論から含めて、どんなことができるのかというような議論をしておりまして、ただ、いかにせん、共通理解もすぐにはいかないだろうと、時間がかかることだと、それから、費用の面だとかそういったことも、もろもろに課題として上げられて、そんな議論をしております。その中であって、会長、事務局を決めさせていただいて、主体的な動きをというふうに考えておりますが、先ほどの町長の答弁の中にもありましたですが、あの地区ですね、一部、いろいろ居住環境も変わるようなことがございまして、現在、それ以降の話し合いは具体的にはしておりません。ただ、当方としましては、将来のことも含めまして、最初に話し合った事業の資料収集をしておりまして、補助金の問題だとか、それから施設費にどのぐらいかかるのかといったことを収集しておりまして、今後の動きの中で、今後のスケジュールも整理して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 今、課長から答弁ありました。特に本町が起爆となって、やっぱり全町的に、羅臼町の見直しとしては一番大事な、あそこが核の部分となります。今、課長も町長も説明したとおり、居住スペースがまじっております。大変難しい問題もあるかと思われま。ただ、難しいとって手をこまねいているわけにはいきませんので、予算の面とか、今、課長はいろいろ説明いただきましたけれども、ぜひやっぱり施策を何か、小さなことでもいいですから、やっぱり何かを打って出ないと、それでの情報交換を、情報というか費用対効果を見ながら、何か一つを打っていかないと、ただ図面上でどうのこうのという話にはならないと思います。居住関係が入っているということは、あそこのかいわいを、がらっと変えるというのは相当のお金も必要となりますし、現存でできるような形を少しずつ手探り状態でいかにざるを得ないかと思えます。昨年、私の記憶の中では、プロポーザルというか、コンサルを入れて、どんなまちづくりがいいのかということで何かあったケースを聞いております。そういう中で、現在できる部分があるかと思われま。ぜひ、施策として、そこへ少し予算を投下する形になろうかと思えます。先ほど6事業体という、小さな事業体、6しかありません、あの中にもう。いわゆる

シャッター通りみたいに近く営業している人方もおりますので、ぜひ、その辺のかいわいの見直しというのを図っていただきたいと思います。その辺で何か、課長からあれば。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） 以前にも同様なお話をいただいたというふうに認識しておりますが、先ほど町長の答弁の中にもございますが、地域の中で地域の人たちが中心となって動いていくということをイメージしております。行政が主でやっていくということではなくて、かいわいを活性化する会が、我々が住むまちを少しずつでもよくしていきたいと、そういう提案を受けながら、それでは補助制度はどんなことが、行政として支援していけるものはどんなことがあるのかというようなことを地道に育てていきたいというふうに考えております。少し時間を要する、そこには一般客も一般の住民もいますので、少し時間が必要かと。あるいは、観光振興にかかることとございますので、関係する団体、それから経済にも関係するものですから、関係する団体等、次のステップとしては、協議をしながら、同じテーブルに着いて、いろいろ将来展望を積み上げていくというふうなことにしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのように取り組みを前向きでやっていただきたいと思います。特に町民が発信する、やはりこれは必ず予算が伴うものだと思います。予算がなくて、地域住民で予算を用意しながら、全額用意できるような事業ではありません。ぜひ関係団体を巻き込みながら、やっぱり一番いい策をとっていかねばならないと思いますので、空洞化していくのは、大変羅臼町としては残念に思いますし、あそこの中をやっぱり起点として考えながら、そして、さらに富士見町、橋を渡っての本町の動線とか、いろいろなものがそこから発達していくと思いますので、ぜひいろいろな、観光につきましては少しずつホエールウォッチングとかいろいろなものがふえてきて、観光客がふえてきています。そういう面も加味しながら、あのかいわいを、多分、利用するイメージを持っていらっしゃると思いますので、ひとつその辺は十二分に対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、以上、観光で四つ質問させていただきましたけれども、最後に、このどの施策にも予算が必要になります。先ほど、町長から平成25年度の予算も説明受けました。これは、純然たる補助団体もしくは関係機関に対する予算の執行の部分の今年度使われるお金のことをおっしゃったというふうに捉えております。特に本年につきまして、そのほかに、いろいろなところで、これから補助しなければならない、これだけ観光がいろいろなことで伸びてくる可能性があるのであれば、その辺のあたりで、どのように行政として考えているか、その辺1点、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） これは直接的な観光行政に係る予算ということで先ほど申し上げ

げましたけれども、そのほかに産業活性化等々にかかわるそういう補助制度、補助とかそういうメニューも持っているところでありまして、この観光振興ということを抑えたときに、行政としての分野と、それから観光を業とする人たち、あるいは観光協会という部分と相共通する部分と、それぞれが分担しなければならない部分とあると思うのです。それはケース・バイ・ケースによってあると思います。ポスターをつくると、では、誰がつくるのかと、観光協会がつくるべきなのか、町がつくるべきなのか。それは、両方一緒につくるべきだろうというようなことも出てくると思います。したがって、そういう事業ごとに、ケース・バイ・ケースであると思います。したがって、この先ほど言った、2,080万4,000円の中には含まれていない部分も、人的なことも含めながらあるというふうに思っていますから、今、田中議員が御指摘の予算の面、振興に対する予算ということについては、どうあるべきかということも、もう一度検証しながら、観光協会とも、今後、その辺のことも含めて、観光協会のほうとしても来年度に向けてのいろいろな事業計画なり、あるいは補助申請等もなされるというふうに思っておりますので、その辺も含めながら、十分私どもとしても精査しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのように取り計らっていただきたいと思います。特に、私、今年度の25年度予算の中で見まして、大変失礼ですが、町長の交際費初め、その辺のあたりの、オール羅臼と言いながら、PR事業をしながら、たったあれだけの金額で一体何をPRできるのだというふうに捉えております。大変窮屈な財政の中だと思いますけれども、今、町長言ったようにケース・バイ・ケースで、羅臼町が持たなければならない部分と、いわゆる関係する団体が持たなければならない部分とあります。そのほかに、町長のトップダウンで職員を派遣したり何だりします。やっぱり旅費とか、いろいろなものが発生いたします。ちょっと予算書の中で大変失礼とは存じますが、見た限りでは、そういう人材的な予算が少ないように私は感じておりました。ぜひその辺のあたりも、今年度はもう予算通って、それぞれ予算の中で動いております。次年度以降に動けるお金を使って、やっぱりもうちょっと有意義に職員を動かしたり、町長がオール羅臼と言いながら、いつも新聞等を見ますと、うちの町長はほとんど羅臼町におりません、実は、出張で。そうすると、対外的に出ておりますので、オール羅臼でPRするのですから、もうちょっと予算的に楽な状態になればいいのかなと思われるのですけれども、その辺のあたり、町長本人からはちょっと言いにくいかと思われそうですけれども。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 我がまちの財政構造から、さきに申し上げました限られた予算の中でという中で、今、田中議員がおっしゃる観光の部分だけを捉えて言えば、当然、そういうことも言えるかと思えますけれども、私の所管しているのは観光部門だけではなく

てオール全ての行政にかかわった中での予算づけということになっていますが、それを含めながら、今言われたことにつきましては、十分私として受けとめさせていただきますけれども、ただ、限られた予算の中でということで、それぞれ観光行政ばかりでない部分もありますので、その点、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、町長初め、行政の方々もそうですけれども、私たち議員もやっぱり出る機会もありますので、これはオール羅臼でPRしていくのも、町長をサポートしていく形もとらなければならないと思われま。この辺のあたりは、大変窮屈な財政かと思われま。ただ、窮屈であっても、やらなければならないこと、観光行政のほかにもいろいろあります。ぜひ有効利用できるような形で、町長の判断を初め行政の判断をいただければ大変ありがたいと思いまして、一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、田中良君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食のため1時まで休憩します。午後1時再開します。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番坂本志郎君に許します。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問いたします。私の質問は、四つのテーマです。

初めに、この間、官から民へのスローガンのもと、地方自治法の一部改正で指定管理者制度が発足をしました。この制度は、地方自治体の公の施設の管理運営を自治体の指定する団体に委ねる制度です。羅臼町も、この数年の間に、診療所、福寿園、体育館などを、この制度を運用して民間企業に委託をしています。あわせて、国の補助制度を活用した地域密着型の認知症対応グループホーム、小規模特養、小規模多機能などの施設が我がまちの福祉施設として運営されていますが、どの施設も、当町にとってはなくてはならない大切な施設です。稼働期間がまだ短いということはあると思いますが、現在のこれらの施設の運用状況についてお答えください。

次に、国はこの8月1日から生活保護基準の引き下げを強行しました。今回の基準引き下げは3年間で最大10%にも達し、戦後最大です。子どもが多い世帯ほど削減額が大きくなり、子どもの貧困にも拍車をかけます。生活保護率の引き下げは、1950年に現行制度が開始されて以来、2003年に0.9%減、2004年に0.2%減しか行われておらず、最大10%に及ぶ今回の引き下げは初めてです。削減額は、今年度で150億円、3年間かけて670億円を予定し、今年度は年末に支給する期末一時金も70億円削減し

ます。今回削られる生活扶助費は、食費、光熱費、衣類などに充てられる生活費そのもので、生活を切り詰める貧困世帯をさらに追い詰めます。国民生活の最低ラインを示す生活保護基準は、低所得世帯に対する各種の支援施策の指標、基準としても使われています。基準引き下げにより、就学援助あるいは保育料減免などを打ち切られる世帯が出る可能性があります。

その上で、3点質問します。今回の改正により、生活保護受給申請の手続の変更点、保護基準引き下げによる受給者への影響、そして、生活扶助基準引き下げの影響を受ける各種制度についてポイントでお答えください。

次に、予防医療に関してですが、2012年度は、肺炎による死亡率が9.9%で、がん、心筋梗塞に次いで3番目になりました。特に年齢が高くなるにつれて、死亡原因の順位が上がっています。国立感染研究所の作業チームの報告では、成人用肺炎球菌ワクチンは医学的に安全性や有効性が実証されています。ワクチンの有効期間は5年程度とされて、平均的な接種費用は7,000円から8,000円となっています。この接種費用が高額であることに鑑みて、高齢者の健康管理を目的に費用を助成する自治体が全国全道で急速に広がっています。羅臼町は実施をしていると承知をしていますが、当町の現在の実施状況、対象者、接種目的及び期待される効果についてお答えください。

次に、TPP、環太平洋連携協定交渉の経緯が毎日のように新聞等で報道されています。農産物を中心に、どの品目の関税を撤廃するか、国内調整は進んでおらず、政府はTPP自由化率90%台へ向けて、関税撤廃品を拡大する方向で検討しているとしています。TPP問題は農産品を中心に語られていますが、水産物も例外ではありません。平成22年12月定例会で、私は町長に、TPPに対する考え方、姿勢を質問しましたが、町長は、羅臼町の地域経済、産業振興を守る立場から、交渉参加には反対であると明確にお答えになっていました。しかし、羅臼町内を見渡してもTPP導入反対のアピールがほとんどない。私は、のぼりや横断幕、立て看などの反対宣伝ツールを設置すべきと考えますが、この点について町長の考えをお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 坂本議員より、4件の御質問をいただきました。

1件目は、指定管理者制度導入施設及び地域密着型施設の運用状況についてでございます。指定管理者制度は、公の施設の、より効果的、効率的な管理を行うため、その管理に民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上や経費の節減を図ることを目的に平成15年9月に設けられた制度であります。当町におきましては、既に羅臼町老人福祉センター「福寿園」、知床らうす国民健康保険診療所、羅臼町民体育館の3施設について制度を導入しているところであります。

福寿園につきましては、平成18年度から平成24年度までは社会福祉法人羅臼町社会福祉協議会により管理運営されておりましたが、本年4月1日からは特定非営利活

動法人ゆとりステーションにより管理運営されております。管理運営事業者が変更になることから、新しい事業者が決定以降、引継書の作成、あるいは、利用者及び利用家族への説明会の開催、広報紙等による周知など、事業の質と安定性を確保するため、きめ細かく対応してまいりました。福寿園の運用状況につきましては、去る5月28日に運営状況ヒアリングを実施したところでありますけれども、運営は、ほぼ軌道に乗った状態であり、これまで居宅介護支援事業者として培われてきた独自のサービススタイルを取り入れるなど、運営につきましても良好な状態が保たれていると判断しているところでございます。

国保診療所につきましては、昨年の7月から指定管理者制度を導入し、社会医療法人孝仁会による運営が始まり、1年を経過いたしました。この間、24時間救急の受け入れ、常勤医師の複数化、入院病棟の再開、透析治療も順次開始され、加えて、併設されている知床らうす通所リハビリセンターではデイケアの提供も行われているなど、診療所の運営につきましては順調に推移しているところであります。今後も医療と保健と福祉、介護が連携した地域包括ケアの推進を図るとともに、指定管理者の社会医療法人孝仁会には、町民の安心安全を守っていくため、その思いを共有しながら町としての役割を果たしてまいります。

体育館につきましては、本年4月1日から特定非営利活動法人羅臼スポーツクラブらいずにより管理運営されております。らいずは、これまでも体育館を拠点に、スポーツ文化活動に関する教室、サークル、イベント事業や、健康、体力の保持増進に関する事業、アウトドアスポーツに関する事業等を町民対象に展開しております。体育館の運営状況につきましては8月末で5カ月が経過いたしました。利用者数が8,108人で、前年比108%となっており、良好に管理運営がされているものであり、今後ますます活発な活動推進を期待しております。

続きまして、地域密着型施設の運用状況でございます。

現在、小規模特養「ふくろうの郷」においては、定員29名のところ、入居者数24名でございます。待機者が13名となっている状況でございます。小規模多機能の家「しおかぜ」については、定員25名で入居者は22名であります。グループホーム「しおかい」については、定員18名で現在は満室となっております。なお、さきの定例会において御指摘いただきました小規模特養「ふくろうの郷」においては、8月に1名、9月にも1名と、新たに2名の介護職員が勤務されております。つきましては、介護職員の不足による利用者サービスの低下にならぬよう、今後においても当事業所と連携を図りながら、引き続き介護職員の確保に向けて力を注いでまいります。議員各位におかれましても、情報等がございましたら、ぜひ御提供いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

2件目は、生活保護制度に関して3点の御質問でございます。

生活保護は、日本国憲法第25条、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活

を営む権利を有する」という理念に基づいて制定された生活保護法により、国民の生存権を保障する国の制度です。国が、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としたものが生活保護制度です。生活保護の実施機関につきましては、原則として都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長における法定受託事務であります。福祉事務所を設置していない当町におきましては、中標津社会福祉事務出張所において、その事務が行われているところであります。当町では、主に申請や相談の窓口業務を取り扱っております。

そこで、1点目の申請手続の変更についてでございます。生活保護の申請につきましては、書面で行うことが原則とされていますが、口頭による申請も申請の意思が明確であれば、従来同様に認めることとされているところでございます。また、必要な書類の添付につきましても、申請から保護決定までの間に行うという、これまでの取り扱いに変更はございませんので、現在、窓口における保護申請手続には、従前同様の取り扱いで行われているところでございます。

2点目の、保護基準引き下げによる受給者の影響についてでございます。生活保護法が改正されたことに伴い、生活保護法による保護の基準の一部が改定され、去る8月1日から適用されております。国では、今年度から生活扶助基準額を3カ年かけて段階的に10%を限度に削減することとしております。受給者個々の影響につきましては、それぞれの年齢、世帯などにより異なりますので、モデルケースによれば、影響額は単身の高齢者世帯で小さく、多人数世帯で大きくなる傾向にあります。

3点目の、基準引き下げによる住民への影響についてでございます。保護基準は就学援助の支給額や最低賃金額、住民税の非課税限度額の目安など、住民の生活にかかわる制度に連動しております。国では保護基準の見直しに伴う他の制度への影響につきましては、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方としております。当町といたしましても、国の対応方針に沿って適切に対応してまいりたいと考えております。

3点目は、高齢者への成人用肺炎球菌ワクチンの接種に関してでございます。肺炎は、平成24年の全国の死因の第3位であり、その3分の1から4分の1が肺炎球菌の感染症によるものとされております。当町においても、肺炎で亡くなる方が過去5年間で38名おり、そのうちの32名の方が75歳以上となっております。当町におきましては、高齢者の肺炎による重症化を防ぐことに効果があるとされている成人用肺炎球菌ワクチンの接種は、知床らうす国保診療所で行われております。当町では、この費用助成事業を平成22年度より実施しており、この対象者は、75歳以上の方で700人程度となっておりますが、この事業による接種をされた方は25年8月末現在で36名であります。また、高齢者の肺炎予防といたしましては、季節性インフルエンザの予防接種の費用助成、要介護状態の方に多く見られます誤嚥性肺炎の予防のため、言語聴覚士による口腔機能の評価、介

護職員に向けた口腔ケアの研修会を開催し、高齢者の肺炎の防止に向けた活動とともに、ふだんからの予防といたしまして、町内3カ所で行われている高齢者サロンで言語聴覚士による口腔機能維持のための講話や体操なども継続して行っております。国の動きといたしまして、国民の健康寿命が延伸する社会に向けた予防、健康管理にかかわる取り組みの推進についての中にも、高齢者の肺炎予防の推進をうたっております。当町といたしましては、今後も同様の取り組みを継続して行い、高齢者の肺炎予防に向けた活動を実施していきたいと考えております。

4件目の、TPP導入阻止に向けたアピール行動についての御質問であります。2013年2月23日、安倍首相は、TPP、環太平洋戦略的経済連携協定に関して、聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったとして、本年3月15日にTPP交渉への参加を正式に表明いたしました。私自身、平成22年の第4回定例会において、地域経済、産業振興を守る立場から、TPPには反対の姿勢を示しており、これからの交渉に大きな危機感を抱いているところでありますが、交渉の中で除外品目がどのようなことになるかなど、不透明な点も多く、今後の状況によって、さらなる具体的な対応が必要になるものと考えております。したがって、現時点で、のぼり等のアピール行動につきましては、漁業協同組合、商工会、標津農業協同組合等々と連携しながら対応してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問をいたします。

最初にTPPの関係ですが、この関税撤廃、羅臼町の主要産業である漁業への影響、関連する運送、加工、関連産業への影響、あるいは、言うならば観光産業などの影響も含めて、当町は大きな影響をこうむるといふふうに思っているわけですが、平成22年度、町長が反対だという表明をされたときに、私はもう一つ、羅臼町で具体的にどのぐらいの金額が予測されるのだということでお伺いしたときに、乳製品で1億3,000万円くらい、漁業生産物で28億500万円くらいというお答えでしたが、その後、再調査などをして、影響予測に変更はありましたか。確認したいので、そこをまずお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） そのことに関しましては、特に確認はしてございません。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） お隣の標津町で、このTPPが入ったときの影響試算の結果が出ているのですが、町としてはつかんでいますか。

○議長（村山修一君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（川端達也君） 管内の状況については確認されておりませんが、管内5農協の試算につきましては、影響額335億円というふうにいわれております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 標津町では、酪農で100億円、漁業で50億円、これは生産ベースです。だから、150億円。そして、町長は、関連産業を含めて、これは標津の町長答弁ですよ、192億円の影響があるのではというお話をしているのですね。あそこは酪農が大きいですから、漁業だけで見ると、それでも羅臼よりはずっと多いかなということで、私は恐らく試算をもう少しきちんとやると、29億円とかそんなレベルではないのではないかなということをおっしゃっています。

9月7日付道新の報道によりますと、政府関係者は、関税撤廃を免れてきた水産物を守り続けることは厳しいという見方を示した、こういうふうに言っているようです。私は、羅臼町として、29億円だとか1億円とかという、平成22年のときの答えはありますけれども、もう一度、羅臼町として、水産業、商工業、観光業などにどんな影響が及ぶのか、関連産業を含めた再調査を実施する必要があるのではないかなというふうに思っています。

それから、このまちではやっていませんが、他町でやっているように、こういう水産観光都市がどういう影響を受けるのかということ、学識経験者で小さい規模でもいいから学習会を行うとか、あるいは、まちでのぼりなどの反対啓発活動が今必要ではないかなと思うのですが、町長、いま一度、この点についてお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 確におっしゃるとおり、平成22年の段階で、断固反対ということも含めて展開してまいりましたけれども、その後、そういう全国的な流れがある中で交渉に入ったという状況でありますから、その後3年経過している中で、現時点で、例えば平成25年、本年の8月にはオール北海道で断固反対ということよりは、現実には、ある意味では、農林水産分野における重要品目について引き続き関税を維持することであるとか、国民的な議論を尽くすことであるとか、あるいは、本道経済や道民生活に影響が生じると見込まれる場合には交渉からの撤退も辞さないものとし、万全な対応を行うこととというふうに、非常にこの経過とともに変化してきているわけですね、要請の中身が。したがって、ただ反対ということだけではなくて、一方、消費者の立場もありますので、そういうことも含めて、結構複雑になっているということは事実であります。ただ、現時点で、いろいろな情報が私どものところにまだ届いていないということも事実で、政府自体がつかんでいる部分はいろいろと公表されているところではあります、私どもの具体的なそういう情報がない中では、なかなか、そういう漠然とした形の数値は捉えられますけれども、羅臼町の漁業について、こういう変動が激しい漁業について、どこまでつかみ切れるのかということについて、今後、十分検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 羅臼町の影響は、羅臼町で苦労しながらでも羅臼町で出すしかな

いのです。そういう意味では、ぜひ再試算をすべきではないかということだけ申し上げておきます。

次に、肺炎球菌ワクチンについてお答えがありました。5年間で38名、32名くらい肺炎で亡くなっている。お年寄りが亡くなる場合は、大概、肺炎を併発して亡くなるというのはよく聞く話なのですが、このワクチン接種は、一般高齢者のみならず、先ほどお話しした、介護保険施設など高齢者が集団で暮らす場合、集団感染症のリスクが非常に大きい、高まります。また、慢性の持病があると、肺炎の重症化が懸念されます。厚生労働省も肺炎球菌ワクチン接種は、肺炎の重症化を防ぐ効果があるという調査結果を示しています。このワクチン接種の助成事業に取り組んでいる道内の自治体は、現在84市町村です。羅臼町も、これもお答えありましたけれども、平成22年度から取り組んでいる。根室市を含む北根室1市4町で、実は、この肺炎球菌ワクチンの助成を実施しているのは羅臼町だけ、違っていたら違ったと言ってもらえばいいのですが、たしか、そういうふうに私つかんでいまして、これは大きく評価できるものです、そういう意味では。根室市では、現在、この予防ワクチン接種費用の自治体助成の実施を求める署名活動が進められています。お答えにありましたけれども、羅臼町は75歳以上対象ということになっていますが、実は、これも私の調べですが、道内の町村で対象年齢を、高齢者と言われるのは65歳以上からなのですが、65歳以上としている自治体が約半分くらいあるのです。1回の接種で5年有効ということで、65歳とか70歳とか75歳とか区切ってやっているとところもあるのですが、非常に効果があるということであれば、65歳以上に、これを拡大をするというような検討もできないものかどうか。そして、もし、そうする場合、65歳以上にした場合の対象人数だとか、新たな助成額、うちは今5,000円くらい助成しているのかなと思うのですが、今はどのくらいの助成額になっているけれども、75歳上で、65歳以上にした場合にはどのくらいの助成額がふえるのか、それから、もう一つ今言った、65歳以上に、この肺炎球菌ワクチンの接種を拡大するというようなことについて御検討いただけるかどうか、お答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 現在のワクチン接種の予防助成につきましては、らうす国保診療所に委託をして行っている状況で、1件につき1回8,060円のうち、5,060円を助成しておりますので、自己負担額が3,000円ということになっております。議員がおっしゃいます65歳以上の助成に関してであります。現在、この予防接種においては、診療所と連携をしながら、より効果的な方に接種がされるように、診療所ないしは介護施設のほうの入所者などに接種を優先的にされている状況だと聞いております。そのため、65歳以上の接種に関する助成に関しましては、今後、診療所の医師と検討してまいりたいと思っております。仮に、現在行っております5,060円の1人当たりの助成を65歳以上に拡大した場合は、現在の費用よりも350万円程度の費用が、全員に対してということでは見込まれる状況になっておりますが、これに関しま

しては、先ほど議員がおっしゃいましたが、5年間の有効期限があるということですので、そういったことでは、額は減少するという可能性もあると思います。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 今、担当課長の考え方なのですが、町長としてのお考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、担当課長のほうから数字的な話もありました。65歳以上の対象人員と今現在行っている対象者がいて、そのうちどのくらいが実際に実績があるのかとか先ほど申し上げたのですが、その65歳にすることによってどうなるのか、対象者そのものよりも、実際にそれを受けてくれる、くれるというか、受ける方がどのようなニーズがあるのかということも捉えながら検討しなければならないことであろうというふうに思っていて、65歳以上という今の坂本議員のお話しでありますから、今ここで、その対象範囲を広げるとか広げないということの即答はできませんが、検討はさせていただきたいと思っています。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ぜひ検討していただければというふうに思います。先ほどの350万云々というのも、これは100%接種した場合のですね。実際100%はあり得ませんから、5年刻みだから、相当、額としては減るだろうと。この厚生労働省の調査報告書によれば、ワクチン接種群と非接種群、接種した人のグループと接種しない人のグループで、65歳以上の肺炎による直接医療費の削減効果を調べているのですね。そうすると、65歳の削減効果は1年間で7万6,015円。75歳以上で12万4,085円、これは、全国の厚生労働省の調査ですから、こういう数字が出ている。なおかつ、皆接種制度、要するに、100%接種した場合でも、このワクチン接種費用の総額を、ワクチン投与によって削減できる総医療費が上回る、要するに、医療費のほうは少なくて済むという答えが出ています。町長は財源問題とはおっしゃらなかったもので、前向きに検討することだったので、私、非常にうれしく思っていますが、この予防を重視をするというのは羅臼町の医療の基本姿勢です、そういう意味ではですね。これを具現化するためにも、ぜひ羅臼町として、1市4町先駆けて、1市4町で、75歳以上で肺炎球菌ワクチン接種しているの羅臼だけなのですから、これをさらに65歳以上の高齢者への接種助成を拡大、来年度予算で結構かもしれませんけれども、ぜひ検討していただきたいと思っています。

次に移ります。生活保護制度について、法律の解説も含めて町長からお話もありましたけれども、8月から生活保護基準が引き下げられています。しかし、羅臼町の多くの人たちは、自分たちの身に、これが降りかかっている問題だとは、恐らくまだ思っていないのではないかなと思います。それは、生活保護の人が生活保護費下がるのでしょうか。ところが、そうではない。どういうものにその影響が出るのかと、いろいろな資料があって、

ただ、これは町長のお話もありましたけれども、来年からすぐということではなくて、ことしの秋にまた法改正があつて、その後、法改正があつて、3年くらいで徐々に行くものなのですが、80から90くらいというふうに一般的に言われているのです。細かいことを全部入れると。一般の人が受ける影響ですよ。この生活保護基準額は、一つは低所得者に対する国保料の減免や就学援助など多くの制度に連動している。影響は、低所得者に限りません。保育所の運営費、給食費、もろもろ影響が出ると、こういうふうに言われているわけです。

ちょっと教育委員会のほうで担当者に調べてもらったのですが、何を調べてもらったかという、生活保護基準改正による就学援助額の影響について調べてもらったのです。釧路市のデータが先に手に入ったのですが、釧路市は人数が多いということもあるのですが、物すごい額が減っているのですよね。羅臼町で改正生活保護基準を適用した場合の世帯数、児童数、支給額、影響世帯数、影響人数、影響額、その辺わかればお答えください。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） もうすぐできます生活保護給付費の基準改正に伴う就学援助費の影響についてでございますが、今、教育委員会において認定をしております件数、児童、生徒数につきましては、33世帯、51人であります。御指摘のとおり、準要保護の認定に当たりましては、生活保護法の基準が基本となりますので、このたびの改正で影響を受けると想定されるケースにつきましては、本年度の状況を当てはめて推計した場合、5世帯の児童生徒が不認定に該当するものというふうに見込んでおります。概要でございますけれども、26年度に1世帯1児童、27年度では2世帯2児童生徒、28年度では3世帯4児童生徒の影響額が出るものというふうにして、金額的には、年度ごとに申し上げますと、8万円、15万8,000円、36万1,000円程度というふう推計をされるものでございます。ただ、幼稚園につきましては、幼稚園の規則の中におきまして、生活保護世帯、そしてまた当該年度の所得割の非課税世帯、そして、その他町長が特別に認めた場合、この3区分につきましては減免措置を講じているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 釧路市から比べれば、人口そのものが違うわけですから、パーセント同じにしても、人数はうんと少なくなるのですが、今言ったように、5世帯で7人の児童生徒が影響を受けて、平成28年度は36万1,000円、だから、単純に出すと、1世帯で7万円くらいの影響をまともに受けるわけですね。こういう計算だと思う。費目別にどういうものが影響を受けるかという、給食費、修学旅行扶助費、学用品費、通学費と、こういうものが影響を受けると。それ以外に、今、生活保護を基準にしているものというのは幾つもありますから、そういう意味では、繰り返しになりますけれども、こ

の保護基準が改正というか改悪されることによって、非課税世帯の住民税の限度額が下がります。介護保険料、高額療養費の限度額、保育料、最低賃金等に影響が出ます。それから、医療のほうでは、生活保護の人はジェネリック医療品、低額の薬ですよ、これを使うことが義務づけられると。それから、先ほど、申請についてはそれほど変わらないというお話がありましたけれども、今、新聞報道で出ているのは、家族の助け合いといふかな、自助、公助ではなくて自助共助が物すごく強調されてきていますから、これが強くなることによって、申請が窓口でとめられる、俗に言う、水際作戦とかと新聞に書いていますけれども、こういうことが起きるのではないかなということが予測されます。この保護の改正は、多くの町民も含めて影響が及ぶことが明らかになっています。各自治体が、影響が大きいから、町としても私は反対運動を起こすべきだなというふうに思いますけれども、一方で、国の制度ですから、羅臼町一自治体でどうのこうのできるものではありません。ただ、申請時の窓口対応であるとか、一般の人に及ぶ制度の変更など、丁寧にやっばり、これから以降、制度が変更があったときには、住民周知を図っていただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 住民周知の問題でありますけれども、今回のこのことに限らず、全てにおいて、いろいろな国のそういう制度であるとか、あるいは町独自の制度も含めて、町民にかかわることについては丁寧に広報活動をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 次に移ります。

指定管理者と地域密着型施設の運用状況についてお伺いしました。ゆとりステーション、国保診療所、らいずについても、今のところ順調に動いているということで、非常にいいことだなというふうに思っていますが、そもそも論で1点だけ、ちょっと繰り返になりますけれどもお伺いしますけれども、この指定管理者制度導入の目的、幾つかあるのです、法律上、だあっとありますからね。これ一言で言うと、どういうことになっているのか。それから、この指定管理者制度ではなくて、地域密着型施設の羅臼町の行政の指導責任があると思うのですけれども、これらについてどういうふうにお考えになっているか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 指定管理者制度、要するに、公設であって民営にするもの、あるいは民営と、いろいろあるわけでありましてけれども、当然これは、住民サービスという基本的な原点に立ち返って考えたならば、行政を、行政というか、自治体として町民のそういう部分の、行政サービスという部分については行政が担うべきところであるというふうな基本的な押さえの中で、現実には、住民サービスが今よりも低下しないで、逆に向上したり、あるいは、それに伴う経費が削減されたり、あるいは、状況によっては、公でや

るよりは民でやったほうが雇用が拡大するとか、いろいろなそういうことも含めながら、総合的に判断して、個々のケースによって対応していくべき問題であるというふうに思っ
てございまして、現時点における我がまちにおけるこの3施設については、現時点で私は
妥当に、妥当というか、妥当な判断の中で進めさせていただいているというふうに感じて
おります。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 地域密着型の指定管理者でございますね、
地域密着型につきましては、町の指導といたしましては、いろいろな処分、それから、指
導等に含めて、人員とか、それから基準等に関しまして、町としてはそれを指導する立場
にございます。その辺をもちまして、町としては、昨年度も指導に入り、それぞれ改善を
行い、また改善の報告を受けております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 指定管理制度の目的については町長お答えのとおりなのですが、
割合から言うと、民間のノウハウを使って事務サービスをやるのだと、それから実際の財
政負担の軽減という、こういうことなのですけれども、全国的に、丸書いてですね、サー
ビスのレベルを大きくするのだという目的と、自治体のその経費を減らすのだという目的
をやると、圧倒的に第1に出てくるのは、自治体の経費を削減するというのが一番大き
な理由の主たるものなのです。そういう視点で見たとき、現在、指定管理の診療所、福寿
園、体育館は、どう評価していますか。簡単でいいですから、お答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） これを、もし町がやっていたならばということの比較でいけ
ば、当然、削減になっているというふうに私自身感じております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） そういう意味では、指定管理者制度の所期の目的については、そ
れなりに効果があったというふうに、これは評価できるわけですね。これを維持継続すれ
ば、できればいいなというふうに思うのですが。

先ほど、課長から地域密着型施設、グループホームとか小規模特養の多機能の各施設に
ついてありましたけれども、これはもちろん指定管理者制度によるものではありません
が、実は、国や道のですよね、あるいは町の補助金といいますか、補助制度を満額、最大活
用してできている施設ですから、町は指導機関です、指導責任があります。これらの施設
の評価についてもお伺いしようと思ったのですが、先ほど、「ふくろう」の関係につい
て、少しずつは改善されているというようなことがあったのですが、本来、あれは絶対
あってはいけないことなのです。もう、管理が、いろいろな理由はありますよ、人が入ら
ないのだとか、やめていくのだとか、いろいろあるかもしれないけれども、入るべき人数
が入れなくて待機者がいるなんてことは、これはあり得ないと、そんなふうに思います。

もう1点、ちょっとお聞きしたいことがあったのですが、指定管理者制度、あるいは地域密着型もそうなのですが、これは国の税金等々を投入してつくっている施設ですから、実はそれぞれに縛りがあるわけですね。それでは、各施設の定期的な収支報告、運営上の会議、町民のチェック制度、第三者機関による監査、訪問指導等はどうなっているのでしょうか。実施状況も含めてお答えください。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） まず、地域密着型についてでございます。外部評価につきましては、ワムネットというところで外部評価を受けております。それにつきましては、グループホーム「しおさい」、それから小規模多機能の家「しおかぜ」、この2点につきましては外部評価を受けております。ただ、「ふくろうの郷」につきましては、外部評価をするような基準ではございませんので、外部評価は受けておりません。それから、運営推進会議等は2カ月に1回、それから、入居者判定会議も、同じくその都度行っております。地域密着型については、以上でございます。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 国保診療所につきましては、毎月の運営状況の数字、例えば外来患者数ですとか、収支にかかわるデータをいただきまして集計をし、報告をしているところでございます。なお、第三者機関につきましては、診療所につきましては、診療所の運営協議会というものを組織させていただいておりますので、これにつきましては、第1回を25年の2月に開催をさせていただいております。平成24年度にかかわる収支、あと、患者動向ですとか運営状況に関する評価をいただいているところでございます。

あと、福寿園の関係につきましては、5月28日答弁でもいたしましたけれども、うちの担当者が施設のほうに出向きまして、それぞれの運営状況の確認をしまして、問題点、課題などについて聞き取り、なお必要に応じて、こちらのほうから助言をするとか、そういうようなことで対応させていただいているところでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） この問題を取り上げたのは、実際にいろいろ民間のノウハウを使って住民サービスが強化されるのだ、あるいは、町の負担が少しでも軽減されるのだということは、これは別に悪いことではないです。ただ、一方で、私の持論ですが、病院とか診療所とか、あるいは高齢者の施設というのは、余り外部委託するべきものではないなという意識もあるものですから、ちょっとそんなことも含めてお話しさせていただきました。

この指定管理者制度は、公の施設の管理運営全体を管理者に委ねるため、公の施設が民営化されるという見方をされることが多いわけですがけれども、しかし、税金で設置された施設が、一般管理者によって不十分な管理になることを防ぐという観点からも、行政としてのチェック、指導体制はしっかり行わなければならない、こういう責任があります。先

ほど、そういうことやっているよという答えありましたけれども、ただやっているだけではだめなのです。それがどういう中身を持っていて、どういう指導がそこに必要なのかというところまでやらないと、先ほどの「ふくろう」みたいなことが起きてしまう。あそこだつて会議をやっていますよと言うでしょう。私、裏で話聞いたら、何か施設に入っている方たちの会議は、ほとんどやられていないなんて話もありました、詳しいことはわかりませんが。要するに、なぜそれをやるのかというのは、きちんとそれを維持継続することを担保をさせるためにやるのであって、年2回やるものを行っているからいいのだとか、こういうことではないのです。そこのところを、ぜひ間違えないでいただきたい。要するに、この任せっ切りは許されないのだということを最後に申し上げて、私の一般質問を終了いたします。

○議長（村山修一君） 以上で、坂本志郎君の一般質問を終わりました。

これで、一般質問を終わります。

ここで、午後2時5分まで休憩します。午後2時5分再開します。

午後 1時50分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第40号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第40号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました一般会計の補正予算、それで、この後、提案が予定されております介護保険補正予算が1件、条例改正が3件、規約変更が1件、過疎計画の変更が1件、決算認定が6件、財政指標の報告が3件、以上16件でありますけれども、いずれも、この後、副町長以下担当課長をして説明いたさせますので、どうぞよろしく御審議いただきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の7ページをお願いいたします。

議案第40号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,235万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,639万9,000円とするものであります。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入でございます。

14款道支出金、1,274万1,000円を追加し1億5,217万8,000円。2項道補助金、1,520万円を追加し6,794万円。3項道委託金、245万9,000円を減額し1,827万2,000円。

16款1項寄附金、200万5,000円を追加し824万2,000円。

18款1項繰越金、751万1,000円を追加し1,429万7,000円。

19款諸収入、9万6,000円を追加し2,770万4,000円。4項雑入、9万6,000円を追加し2,676万6,000円。

歳入合計、2,235万3,000円を追加し34億7,639万9,000円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費、2万5,000円を減額し6億1,997万6,000円。1項総務管理費、8万7,000円を減額し5億5,757万円。2項徴税費、79万8,000円を追加し651万5,000円。4項選挙費、245万9,000円を減額し1,137万1,000円。7項防災費、172万3,000円を追加し3,433万8,000円。

3款民生費、1,618万6,000円を追加し4億3,971万8,000円。1項社会福祉費、1,618万6,000円を追加し3億4,687万9,000円。

4款衛生費、66万円を追加し5億8,973万5,000円。1項保健衛生費、66万円を追加し2億3,346万円。

5款農林水産業費、449万1,000円を追加し5,494万1,000円。1項農業費、412万3,000円を追加し1,961万5,000円。3項水産業費、36万8,000円を追加し3,398万9,000円。

6款1項商工費、104万1,000円を追加し8,787万5,000円。

歳出合計、2,235万3,000円を追加し34億7,639万9,000円となるものでございます。

10ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をいたします。

14款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金、1,300万円の追加でございます。内容につきましては、介護サービス事業所における防災改修等の整備に係る交付金が決定したものでございます。4目農林水産業費道補助金、220万円の追加でございます。それぞれ、農地の集積協力金、北海道青年就農給付金の補助が新たに制度化されたものでございます。3項道委託金1目総務費道委託金、245万9,000円の減額でござ

います。海区漁業調整委員選挙、無投票のために執行額が確定したための減額でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金、200万5,000円の追加でございます。善意による寄附採納があったものでございまして、内容につきましては歳出で御説明をいたします。

18款1項1目繰越金、751万1,000円の追加でございます。補正財源の調整のために求めたものでございます。

19款諸収入4項雑入3目雑入、9万6,000円の追加でございます。今般、北海道アイヌ生活実態調査が行われることによって、市町村に交付される負担金でございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、200万6,000円の追加でございます。知床・羅臼まちづくりの基金を積み立てるものでございまして、知床保全事業に2件、37万6,000円、医療保健福祉事業に2件、60万4,000円、中学校の建設事業に4件、157万円の、それぞれ善意の寄附があったものでございまして積み立てるものでございます。16目電子計算費、209万3,000円の減額でございます。1点目は、住民基本台帳ネットワークシステムの北海道町村会が共同管理しております備品の調達が終わりました。それによる執行残でございます。183万2,000円を減額するものでございます。庁舎内におけるネットワークシステムの機器導入、同じく備品購入でございます。執行済みでございまして、その減額、26万1,000円を減ずるものでございます。2項徴税費2目賦課徴収費、79万8,000円の追加でございます。固定資産の評価がえによる地価動向調査を実施するものでございまして、不動産鑑定士に委託するものの追加でございます。4項選挙費3目海区漁業調整委員選挙費でございます。245万9,000円の減額でございます。既に無投票で確定をしてございますが、その執行残でございます。14ページをお願いいたします。7項1目防災費、172万3,000円の追加でございます。行政無線の管理に関することではありますが、個別受信機が、老朽化に伴いまして修繕が多発しているということでございます。当初予算に計上いたしましたけれども、現時点で不足を生じる見込みとなりましたので、追加をさせていただくものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、9万6,000円の追加でございます。歳入でも申し上げましたとおり、北海道アイヌ生活実態調査実施のための北海道から交付される事業費でございます。2目社会福祉施設費、109万2,000円の追加でございます。老人福祉センター内の温泉暖房の配管が、老朽によりまして働きが鈍くなっているものでございまして、調査の結果、スケールがたまっているということで、この除去のための洗浄を実施するものでございます。16ページをお願いいたします。3目老人福祉費、1,476万5,000円の追加でございます。1点目につきましては、負担金でござ

ざいまして、介護事業の地域密着型小規模特養「ふくろうの郷」の防災改修工事の補助が決定になったものでございます。改修の主な内容につきましては、避難階段、避難の通路、バルコニーの防災工事、あるいは避難経路のロードヒーティング、自家発電システム、非常用の館内放送システムなどの導入によりまして、利用者の安心・安全を確保していくものでございます。それから、償還金の176万5,000円の減額でございます。これにつきましては、町内の介護事業においてデイサービスを利用した宿泊等の緊急一時預かり試行を実施してきましたが、この試行期間が終わりまして事業確定しましたので、返還をするものでございます。4目心身障がい者特別対策費、19万2,000円の追加でございます。1点目は、障がい者自立支援給付費国庫負担に、この事業の確定がされましたので、これを返還するものでございます。特別会計の繰出金4万1,000円につきましては、介護保険に繰り出すものでございまして、介護給付費の増に伴うものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、66万円の追加でございます。霊園の関係でございまして、墓地の建立予定地を購入しておりました2件につきましては、今後、建立予定なしということで、返還の申し出がございました。自由型1件40万円、規格型1件26万円を返還するものでございます。

5款農林水産業費1項農業費2目農業振興費、412万3,000円の追加でございます。1件につきましては、負担金でございます。標津町トド山育成センターは乳用牛の育成を行っている施設でございますが、近年、乳用牛の増により手狭となることから、4号棟を新たに新築するものでございまして、総事業費1億4,473万1,000円となりまして、これを、標津農協、標津町、羅臼町で負担するものでございます。羅臼町の負担につきましては、乳用牛の頭数、農家数の割合から、192万3,000円と決定をしたところでございます。補助金でございます。農地集積協力金の補助金でございますが、これにつきましては新たに制度が設定されたものでございまして、高齢者等により後継者がいなく、その農業を継続するのが難しいという経営者に対しまして、現在利用しているその農地等を遊休農地にすることなく、第三者に貸与し有効利用を図っていくという場合に、その経営者に対して補助がされるものでございまして、当町で1件対象となつてございます。18ページをお願いいたします。北海道青年就農給付金の補助金でございます。今年、羅臼町に1件新規就農者が参りまして、この補助制度が新たにできたということで決定をしたものでございます。3項水産業費4目深層水事業費、36万8,000円の追加でございます。これにつきましては、知床らうす深層水の給水施設におきまして、流量計の故障が起きまして、これの修繕のための追加補正でございます。

6款1項商工費2目商工振興費、24万6,000円の追加でございます。このことにつきましては、昨年設立をされましたKONSEN魅力創造ネットワーク事業が本年度も継続をいたしまして、今年度も引き続き、26年の3月4日から7日に千葉県幕張メッセで開催をされますFOODEX JAPANへの出店について協力をしていくものでござ

います。事業の内容といたしましては、商談機会の創出、市場のニーズの課題を探ること、根室地域の認知度の向上を図ることなどを目的としておりまして、今後、地域産業の活性化に向けた連携体制の構築などを含めて、職員にも研修をさせていきたいということをお考えで、職員派遣の旅費含めて24万6,000円を補正をするものでございます。9目自然とみどりの村施設管理費、79万5,000円の追加でございます。自然とみどりの村には、現在、バーベキューハウスがございまして、この老朽化に伴いまして利用にたえない状況になっておりますので、この施設内に、利用しやすい場所に移設をしながら補修をさせていただくものでございまして、一層の有効利用を図っていくものとしてございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

4番高村和史君。

○4番（高村和史君） 17ページをちょっと開いていただきたいです。その他老人福祉に要する経費のことなのですけれども、委員会でもちょっと聞いたのですけれども、具体的に聞いていないのですけれども、5点ほどありましたかな、まず総合的にお話をさせていただきます。まず、項目は5段階、五つでしたか、それで、発電機的能力、それから屋外避難階段の工事の概要を教えてください。それから、ロードヒーティングの工事、これはどのような工事施工になるのかなど。私も委員会が終わってから、二、三回、ふくろうの家に行って見てきたのですけれども、どのような工事になるのかなど考えたものから、ちょっと質問をさせていただきます。そして、各項目の価格も、もしかおわかりになったら教えていただきたい。

以上です。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 御質問の件にお答えいたしたい思います。

まず発電機の関係ですが、今のところ、見積もり上では、新台は発電機DGM450MK型というものを予定しております。

非常階段の関係ですが、非常階段が今は外側についておりまして、雪の吹き込み等があるものですから、それを防ぐために、それを囲う形で雪の吹き込みを防ぐというような内容になっております。

ロードヒーティングにつきましては、非常階段、施設の裏側から町道沿いに診療所側のほうに抜けてくる通路があるのですが、その避難路をロードヒーティングするというようなことで予定しております。ロードヒーティングの工事の概要でございますが、融雪ボイラーを設置しまして、そのボイラーを利用した形で避難路の雪を解かすというような中身になります。

あと、価格でございますが、経費が入らない、それぞれ、直接工事費ベースになりますけれども、発電機で417万円、非常用館内放送システムで112万円、屋外避難階段防

雪工事で115万円、避難通路用バルコニーのひさしの防雪工事、3階部分になりますが、240万円、あと、避難経路のロードヒーティング工事で152万円になります。これに、経費それぞれかかりまして総体の事業費が1,300万円を超えるというような内容になっております。

発電機的能力でございますが、単相3線22キロボルトというような記載になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） ありがとうございます。今ちょっと聞き取れない部分もあったものですから、答弁するとき、ちょっと大きな声で言ってください。

発電機能力のさっき質問したのですけれども、PGMという機械なのですか。それで、PGMということであれば、単相で21キロ、これで全てのものがクリアできるのかな、万が一の場合。それと、この発電機能力、単三ですか、これ、さっきちょっと聞こえなかったのだけれども。21キロで、どのくらいまでの災害時に対応できるか計算したことがあれば教えてください。あえてなかったら、それから、今、屋外の避難階段の工事の概要出たのですけれども、私見たところ、岬町側の非常階段がありますよね、2階、3階に、あの階段のほうと、それから羅臼側の側面、海側の側面、それから道路側の側面を、それは壁にガードする形なのかな。上のほうは何とかなっているよね。それをガードするのであれば、今の工事金額で大体そんなものかなと思うのだけれども、そこら辺、どのような機材で、ここは暴風雪いろいろありますから、ちょっと機材関係わかったら教えてください。

それとロードヒーティングの工事の概要聞いたのですけれども、これは温泉熱利用なんということは当初計画になかったのですか。

以上、その点教えてください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） まず、発電機関係ですけれども、ディーゼルエンジンの発電機でございますが、形式名がDGM-450MKEというようなタイプを今のところ予定しております。災害時の対応でございますが、基本的にディーゼルエンジンということですので、燃料を供給する限り、そのまま電気を継続して供給できるようなことで予定しております。現在のシステムでいきますと、2時間程度しかもたなかったものが、先般の大雪の際に7時間程度停電が続いたということもありますので、今回、この発電機でその対応をしたいというふうに考えているところでございます。

あとは非常階段の囲いでございますが、岬町側の非常階段でございます。それで、その横があいているものですから、その横から風が吹き込むのを防ぐために、ポリカ波板貼りということで今のところ予定をしているところでございます。

あと、ロードヒーティングの工事でございますが、温泉暖房の利用というのは当初は計

画はしておりませんでした。先ほども説明しましたが、融雪ボイラーを活用した形で対応したいというようなことで計画をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） ありがとうございます。そうしたら、今この施設に関してちょっと調べてみたのだけでも、今の電気、どのくらいのキロ数で動いていますか、北電の。この対応はできるの、これで。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 今回予定しております発電機で、非常用の電源は確保するというようなことで予定しているものでございます。

○議長（村山修一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑終わります。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第40号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第41号 平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第41号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 議案の20ページをお願いいたします。

議案第41号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,148万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,055万8,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」に定めております。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は「第2表 地方債補正」に定めております。

21ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入です。

3款国庫支出金、8万3,000円を追加し1億723万9,000円。1項国庫負担金、6万5,000円を追加し8,154万5,000円。2項国庫補助金、1万8,000円を追加し2,569万4,000円。

4款1項支払基金交付金、9万5,000円を追加し1億2,461万円。

5款道支出金、199万6,000円を追加し6,072万6,000円。1項道負担金、199万6,000円を追加し5,878万3,000円。

7款繰入金、4万1,000円を追加し7,754万5,000円。1項他会計繰入金、4万1,000円を追加し6,874万5,000円。

8款1項繰越金、1,920万円を追加し1,920万1,000円。

10款町債1項財政安定化基金貸付金、6万8,000円を追加し894万円。

歳入合計、2,148万3,000円を追加し4億7,055万8,000円。

続きまして、歳出です。

1款総務費、1,473万円を追加し1,934万2,000円。1項総務管理費、1,473万円を追加し1,698万3,000円。

2款保険給付費、32万8,000円を追加し4億2,580万8,000円。2項介護予防サービス等諸費、32万8,000円を追加し503万3,000円。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金、642万5,000円を追加し652万6,000円。

歳出合計、2,148万3,000円を追加し4億7,055万8,000円。

23ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

変更でございます。起債の目的は、財政安定化基金貸付金でございます。表の右側、補正後でございます。補正後の限度額は894万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

24ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳入です。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、6万5,000円の追加、並びに、2項国庫補助金1目調整交付金、1万8,000円の追加。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、9万5,000円の追加。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金1節現年度分、4万1,000円分までの追加につきましては、この後、歳出で御説明いたします住宅改修費の増額に伴うルール分でございます。2節過年度分195万5,000円の追加につきましては、介護給付費負担金の前年度精算分でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、4万1,000円の追加につきましても、先ほど申し上げました住宅改修費の増額に伴うルール分でございます。

8款1項1目繰越金、1,920万円の追加につきましては、前年度繰越金でございます。

10款町債1項1目財政安定化基金貸付金、6万8,000円の追加につきましては、本来であれば、第1号被保険者の介護保険料にルール分を財源として求めるところでございますが、財政安定化基金貸付金に財源を求めるものでございます。

26ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、1,473万円の追加です。内容につきましては、前年度繰越金1,920万円から介護給付費交付金等の額の確定に伴う返還金の財源分を差し引いた残りの額1,473万円を、介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費2目介護予防療養費で、32万8,000円の追加です。内容につきましては、介護予防住宅改修費が当初予算より増加が見込まれることからの追加補正でございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金で642万5,000円の追加です。内容につきましては、国庫支出金等返還金で、前年度分介護給付費等交付金の額の確定に伴い、国庫、道費及び支払い基金へ交付額の超過した分を返還するため、642万5,000円の追加でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで、質疑を終わります。

これから、議案第41号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第41号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第41号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第42号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第42号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の28ページをお願いいたします。

議案第42号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

次のページをお願いいたします。

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。

今回の提案理由であります、平成25年1月24日、公務員の給与改定に関する取り扱いが閣議決定され、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額法支給措置を踏まえ、ラスパイレス指数が100以上の自治体にあつては、国家公務員との給与水準に合わせる措置を図るよう要請されたところです。これに基づきまして、本改正案では、平成25年10月から平成26年3月までの給与に限り、現行の独自削減3%を含めまして、給料表、2級以下の職員にあつては1%をふやした4%、3級から6級にあつては、3%を増額した6%の削減とするものであります。なお、国からの要請を受け、5月20日、職員組合に提案し交渉を重ねた結果、8月13日、本議案のとおり合意されております。また、これによる影響額は約1,370万円で、ラスパイレス指数は99.6%となる見込みです。それでは、改正文であります。

職員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則の次に2項を加える。

第2項、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間においては、職員に対する第1条第1項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、「条例別表の給料表の2級以下の職員にあつては100分の4、3級以上の職員にあつては100分の6」とする。

第3項、前項に規定する期間において支給する期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給与月額については、同項の規定は適用しない。

附則、施行期日です。この条例は、平成25年10月1日から施行する。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

4番高村和史君。

○4番（高村和史君） この条例に関して、理事者のほうも大変御苦勞なされたかと、このように思います。ただ、この条例制定については、いろいろと、全国画一に、いろいろな市町村でも、この総務省の考え方に対して、いろいろな賛否両論の意見が出ました。地方公務員給与削減、交付税のいわゆる圧縮、給与削減は民間給与、また地域経済に大きな影響を及ぼすものとする。これは民間サイドの給与にも響くのかな、そしてまた、その影響はこれからも大であるのかなというような総評も出ております。我が町でも、平成25年の1月18日に新聞等で報道されました。人事院勧告を完全実施していると。国は、実施していない年度もあると。おくれて削減した国に合わせると言われても、納得できるものではないというコメントが町側から出ております。

そこで、今回出されました特例に関する条例と整合性がないと考えるが、町の見解をお聞かせ願いたいとともに、また、全国の市町村も、地方自治の根幹を揺り動かす政府の取り組みに猛反発をいたしました。強い者には巻かれろみたいな主義は民主主義国家の暴挙だと、このように私は思います。地方分権と言いながら、地方自治体の生命線である財政を締めつける、地方自治を脅かす、自治体の独自性すら失ってしまうような国の押しつけ政策は許せないものがあります。ここら辺の見解は、町長はどう考えているのか、お示しください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今回の給料改正の問題でありますけれども、冒頭、高村議員から、1月時点におけるコメント云々という話がありました。人事院勧告の制度と今回のこの件とは全く、全くというか、違うと。要するに、今回のことに関しては、総務省から、総務大臣からの要請であると。したがって、その要請に基づき、さらにまた、国としては財政的な観点も踏まえた中での交付税削減云々ということもありました。私としては、当然、本来であれば、自治体がそれぞれ独自に給与削減も含めて条例で定めているということに鑑みてみれば、今回のこの要請というのは、なかなか受け入れがたいものがあるというようなこともこれも事実であります。しかしながら、現実問題として、その部分について、もし、総務省の要請に応えないとするならば、一方で、財政的なそういうペナルティーというか、それがあるとするならば、これは、ある程度、総務省の要請にも応えていかざるを得ないと、いろいろ、そういう両面を考えながら苦渋の決断をしながら、職員組合にも理解を求めたところであります。したがって、我がまちとしては、既に以前から職員に対して10%の削減を含め、あるいは現在も3%の独自削減をやっているということに鑑みまして、いろいろ交渉も重ねながら、総務省が要請している4月からということ、半年、6カ月先送りした形の中で、しかも率といいますか、期末手当等にもその分については反映しないという、いろいろなそういう私としての総合判断を加えた中での今回の条例提案ということにしてございますので、特段の御理解を賜りたいと。決して、このことに関しては、私としては、今回の国の総務大臣の要請に基づいてやらざるを得なくなったということについては、非常にじくじたる思いがあるということだけはお酌み取り

いただければと思うわけであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 今、町長が言われましたように、そういう思いでないといっても、その総務省から来ている公務員法の、今回上程されている、私に言わせるとかがみのすりかえみたいな部分もあるのかなと思いましたがものですからね。ただ、本来、給与は地方公務員法により、個々の自治体の条例に基づき、自主的に決定されるものであると。また、地方との十分な協議を得ないまま、地方公務員給与費にかかわりある地方交付税を一方的に削減することは大変遺憾であると。公務員の人件費や給与の適正化については、国や地方を通じた中長期的な行財政改革の中で考えるべきだと。今後、さっき町長がお話ししましたように、ラスパイレス指数のあり方を含め、給与と各種手当の総合的な比較を行い、国と地方の協議の場等において十分協議すべきと、これは道議会も全党一致で政府に異議を申し立てております。また、この総務省からの通達によって、全国的なものはわかりますが、北海道のデータとして私言いたいのですけれども、参考として、北海道で今回の国の要請による地方公務員削減提案状況は当町も押さえていると思いますけれども、国の政策に追随しない自治体も数多くありました。要請に基づく削減のない市町村は、97市町村あります。給与削減の妥結は、67市町村ございます。期末勤勉手当削減なしは43町村となっております。7月末の北海道の状況でございます。新藤総務大臣は今回の政府給与削減案に対し、平成25年7月からの職員給与削減を実施しなかった自治体について、ペナルティーはないが、財源に余裕があると判断し、歳出が適正だったのかと考えていくことになるかと述べています。今後の行革努力を踏まえた地方交付税の算定等に影響する可能性を示唆しました。この言動は、地方自治を否定する、極めて地方自治体を軽視するものと考えます。地方公務員の給与削減の臨時対応について、国の要請が、財源保障制度の側面から実質的な強制に転嫁されたものと考えます。私は、住民の暮らしにかかわるさまざまな行政の担い手として、地方自治体及び地方公務員の必要性和地方財政の重要性といったことが、町民はもとより、国民全体に理解され、それがより強い世論を形成して初めて、今回のような臨時特例からの積極的かつ自立的な脱却が図られるのではないかなと。こういう思いの中から、自治体として町長は、交付税に対して、今回のまた新藤総務大臣、いろいろとお話をさせてもらいましたが、町長はどのようにお考えか、ちょっと御意見があれば教えてください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、高村議員からも新藤総務大臣のコメントとして、ペナルティーはないがと、ないがという、その後のことを私になり考えたときに、のみ込んで言葉には出せませんが、そのことも含めながら、今回、職員組合の理解と合意を得ながら、きょう、ここに提案に至ったという経過があることについては、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、公務員制度の給与の問題については、人事院勧告制度とい

うことが一方でありまして、うちの場合は人事院勧告、人事委員会がないということに鑑みまして、国家公務員に準じた形でもって給与制度が成り立っていると。私は私なりに、就任してから、この人事院勧告、プラスであれマイナスであれ、ある程度尊重してやってきたというふうな思いはしております。したがって、この人事院勧告制度そのものと、今いろいろ議論されているわけでありませけれども、そのことを踏まえながら、我がまちの、町職員の給与がどうあるべきかということは、いろいろ、その人の考え方によってあるかと思ひますけれども、現時点でこの制度がある限り、これに沿ってやらざるを得ないと。したがって、今回のこの総務大臣の要請についても、本来であれば人事院勧告とは相入れない問題でありますけれども、しかしながら、先ほども申し上げた、繰り返しのなりますけれども、ペナルティーはないがというその後のことも踏まえながら、こういう形をとらせていただいたということを、そういう胸の内も含めて、苦渋の決断という中で御理解をいただければと思ひます。

以上です。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 本当に、町長の言われている、その切ない気持ちもわかります。だけれども、このまま、我が町ばかりではないです、この日本全体がそういうような、強いものに巻かれる主義では、これからの民主主義の根幹というのはどこに行ったのだろうかと思ひますね。

自治体として、では、これからどう国と向き合うのかという部分に関して、こういう方法もあるのではないかなというふうにもちょっと考えてみました。地方団体交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に意見を申し出ることができます。当該意見の申し出は、都道府県知事を経由しなければならないとなっております。これは、自治体の交付税に対する意見の申し出ができる、地方交付税法の第17条の4です。これは今、本州あたりでは、これの、地方交付税法の17条4の取り組みをしている自治体もあります。これは、交付税の額の算定方法に関する意見の申し出ができるということでございます。総務大臣は、前項の意見の申し出を受けた場合に、これを誠実に処理をしなければならない。ともに、その処理の結果を地方財政審議会に第23条の規定により意見を聞く際に報告しなければならないという、こういう、どうですか、法律もあります。そういう部分も、町長は4町の町村会長になっています。これは、まだ北海道ではこの意見書というものは出ていないようでございますが、今、本州各地では、これを逆に、逆手にとるというのではなく、これを利用した交付税の、こういう小さな、弱いまちの人たちが集まって、こういう取り組みも考えているというところでございます。

私も、今回の条例に対しては、国からの実質的な強制と臨時特例の地方の押しつけに対し、地方自治体の軽視という観点から、この条例には反対はしたい。ですけれども、我がまちのように弱い自治体は、交付税頼りなのです。どこかに背中を押してもらわなければ、このまちはなかなか成り立たないということも現実でございます。交付税の減は、

即、町民負担にもはね返ります。不満はあるけれども、我がまちは助けをいただければならない残念な財政でございます。いろいろなことがありますけれども、今後、このような国の強制的政策が出た場合、慎重な取り扱いと、首長としてきちんとした考えの決断を持って慎重に進めていただきたい、このように述べさせていただいて、意見といたします。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

6 番坂本志郎君。

○6 番（坂本志郎君） ただいま上程された議案第 4 2 号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、私は反対の立場から意見を述べます。

そもそも地方公務員の給与は、公平中立な知見を踏まえつつ、地域の実情やこれまでの給与削減経過などを総合的に勘案し、議会や住民の意思に基づき、地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題である。ましてや、地方の固有の財産である地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものであり、断じて行うべきではなく、本条例改正は、地方自治の本旨に照らして極めて不適切なものである。当町の職員給与は、財政難の時期、大幅な給与カットを行った経緯もあり、現行も 3 % 程度の独自削減を継続している。道内でも、富良野市など 5 4 の自治体が、人件費抑制を継続していることなどを理由に、実施しない旨明らかにしている。実施期間が平政 2 5 年 1 0 月 1 日から平成 2 6 年 3 月末までの短期の処置とはいえ、この給与削減は民間にも波及し、地域経済への影響も懸念される。

以上の理由から、この条例の制定に反対の立場を表明いたします。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第 4 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 4 2 号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第 8 議案第 4 2 号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 4 3 号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第 9 議案第 4 3 号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制

定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（高橋力也君） 議案の30ページをお願いします。

議案第43号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

今回の改正につきましては、去る3月30日に交付となりました地方税法の一部を改正する法律第3号の中で、特記事項として別途改正を行うとされていた個人住民税の年金特別徴収制度見直し及び金融所得課税の一体化について、平政25年6月12日に交付となり、所要の改正を行うものであります。

改正条例につきましては、31ページから33ページに記載しておりますが、改正の内容につきましては別冊としてお手元に配付してございます参考資料の資料1、1ページの羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料にて主な改正要旨と適用関係について御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

それでは、改正要旨の1番目、年金所得に係る仮特別徴収税額等であります。

この制度は、平成21年10月から、公的年金受給者の納税の利便性を向上するため、65歳以上の一定の条件に当てはまる方を対象に支給している公的年金から個人町道民税を天引きする制度が開始されましたが、現状では、前年度2月分の税額を仮徴収税額としているため、所得金額等の変動などにより、ある年度の特別徴収税額が増減した場合に、仮徴収税額と本徴収税額が乖離する状態が生ずるため、年間徴収税額の平準化を図る観点から、仮徴収税額の算定方式を、前年度の2月の税額と同額から、前年度の年税額の6分の1の額に改正することにより、前年度と税額が変動した際の乖離幅を小さくするものであります。

適用年月日、つまり、施行期日ですが、平成28年10月1日からとなるものでございます。

次に、改正要旨の2番目として、金融所得課税の一本化についてであります。

この改正の目的は、損益通算の対象範囲を拡大し、金融商品ごとに異なる課税方式を一本化することで、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するものであります。改正内容としては、現行の制度では、下段の上場株式等の配当所得や譲渡損益の損益通算が可能ですが、これらに加え、公社債等に係る利子所得や譲渡損益も損益通算して分離課税ができることとなります。

適用年月日、つまり施行期日ですが、平成29年1月1日以降からとなるものでございます。

以上でございますが、次の2ページから21ページまでの資料、年金特徴詳細内容及び羅臼町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表については、後ほどお見通し願います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、議案第43号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第43号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第43号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第44号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第44号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の34ページをお願いいたします。

議案第44号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

35ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものでございます。

改正の内容でございますが、先ほど、羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定と同様に、地方税法の改正により金融所得課税が一本化され、損益通算の対象範囲を拡大し、金融商品ごとに異なる課税方式をそろえることで、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境が整備されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、お手元に配付しております別冊の資料によりまして御説明申し上げますので、別冊資料の22ページ、資料3、新旧対照表をごらんください。

まず、22ページの左側でございます。改正後の附則第3項、第6項及び23ページの第7項の課税の特例につきましては、地方税法等の改正に伴う規定の整備でございます。

23ページの右側、改正前の附則第8項、第9項、第11項及び24ページですが、第15項の課税の特例につきましては、地方税法等の改正及び条項の整備に伴う項の削除で

ございます。

戻りまして、23ページの右側、改正前の附則第10項及び24ページの第12項から第14項までの課税の特例につきましては、地方税法等の改正による項の繰り上げでございます。

附則でございます。

施行期日この条例は平成29年1月1日から施行する。

適用区分です。

この条例による改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、この条例改正につきましては、9月5日開催の第3回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、質疑終わります。

これから、議案第44号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第44号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第44号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案45号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第45号北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 37ページをお願いいたします。

議案第45号北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるもので

ございます。

改正の趣旨等につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、平成24年7月9日から外国人登録原票が廃止され、外国人住民にも住民票が作成されることとなったことから、北海道後期高齢者医療広域連合規約第19条に規定する関係市町村の負担金の算出基準を、住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口によるものとしていたものを、住民基本台帳に基づく人口によるものに変更するものでございます。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2、備考2中「及び外国人登録原票」を削る。

附則といたしまして、1項、この規約は地方自治法第291条の3第3項の規定による北海道知事への届け出をした日から施行する。

2項、改正後の別表第2備考2の規定は平成26年度以降の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。

なお、別冊の資料26ページ、資料4に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑終わります。

これから、議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第45号北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第45号北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

ここで、3時25分まで休憩します。3時25分再開します。

午後 3時12分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第46号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第46号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の

変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） 38ページをお開きください。

議案第46号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を、別紙、羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更につきましては、今後活用を予定している1事業の追加と、そのほかは羅臼町の過疎計画の事業区分の一部が北海道の事業区分と乖離してしたため、北海道の指導を受け、事業区分を修正するものでございます。

詳細につきましては、別紙の羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更で御説明申し上げますので、別紙の1ページをお開きください。

1ページの変更1は、事業区分の修正で、従来より計画に掲載されている事業でございますが、項目を移動するものであります。表左の変更前の青字で示しております（10）のその他の項目に位置づけられていました畜産担い手育成総合整備事業などを、それぞれ、表中右の変更後の朱書きで示しております（1）の基盤整備の農業、水産業、（2）の漁港施設に、それぞれ移動するものでございます。

2ページをお開きください。2ページの変更2は、事業区分の修正と防災行政無線戸別受信機整備事業の追加でございます。表左の変更前の青字で示しております（5）その他と（11）のその他の事業を、それぞれ、表右の変更後の朱書き部分に移動するものであります。黄色で示している部分が、新規事業の追加です。追加の事業内容は、通信連絡体制の確保及び災害情報等伝達系統強化のための戸別受信機の修繕及び入れかえ事業であります。

3ページであります。3ページの変更3は、事業区分の修正でありまして、5ページをお願いします。5ページの変更、変更前（7）のその他に青字で示している各事業を、それぞれ、3ページ及び4ページの変更後の朱書きで示している各項目に事業を移動するものであります。

6ページをお開きください。6ページの変更4は、事業区分の修正であります。変更前（8）のその他に位置づけられていた子宮頸がん等ワクチン接種助成事業を表右の変更後（7）に移動し、事業の目的を追求するものであります。

7ページでございます。7ページの変更5は事業区分の修正であります。変更前（4）のその他に位置づけられていた医師住宅等の環境整備事業を、変更後（1）の診療施設に移動するものであります。

8ページをお願いいたします。8ページの変更6は、事業区分の修正であります。変更前（5）のその他に位置づけられていた事業を、それぞれ、変更後（1）の学校教育関連

施設に移動するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第46号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第46号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第46号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日第13 認定第1号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日第14 認定第2号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日第15 認定第3号 平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日第16 認定第4号 平成24年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日第17 認定第5号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日第18 認定第6号 平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について

◎日第19 報告第6号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

◎日第20 報告第7号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◎日第21 報告第8号 継続費精算報告書について

○議長（村山修一君） 日程第13 認定第1号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から日程第18 認定第6号平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定及び日程第19 報告第6号平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告、日程第20 報告第7号平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告、日程第21 報告第8号継続費精算報告書についての9件を、一括議題とします。

この説明に当たっては、議員各位から了承をいただいておりますので、総括表等で簡単に明瞭に説明を願います。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま一括上程されました認定6件、報告3件について説明をさせていただきます。

各会計の歳入歳出決算書を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付するものがありまして、その説明につきましては、ただいま議長からお話がありましたとおり、参考資料にて簡潔に説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思ひます。

なお、決算数値につきましては、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度に繰越額、そして歳入歳出差引残額のみを説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、認定第1号の一般会計の決算でございます。

収入済額38億8,593万8,531円、不納欠損額1,632万8,036円、収入未済額1億8,713万9,070円、支出済額37億5,221万2,362円、翌年度繰越額553万6,000円、歳入歳出差引残額1億3,372万6,169円の黒字でございます。

認定第2号でございます。国民健康保険事業特別会計。

収入済額12億2,638万1,254円、不納欠損額3,333万8,072円、収入未済額1億5,273万1,588円、支出済額11億4,662万8,250円、歳入歳出差引残額7,975万3,004円の黒字でございます。なお、この会計の決算につきましては、9月5日開催の国保運営協議会に諮問し、承認をいただいております。

認定第3号介護保険事業特別会計。

収入済額4億5,158万2,648円、不納欠損額90万4,200円、収入未済額754万7,120円、支出済額4億3,238万3,388円、歳入歳出差引残額1,919万9,260円の黒字でございます。

認定第4号後期高齢者医療事業特別会計でございます。

収入済額5,445万3,024円、収入未済額10万8,600円、支出済額5,436万1,224円、歳入歳出差引残額9万1,800円の黒字でございます。

認定第5号国民健康保険診療所事業特別会計でございます。

収入済額8億4,808万5,260円、収入未済額272万4,017円、支出済額8億4,502万1,160円、歳入歳出差引残額306万4,100円の黒字でございます。この会計につきましても、9月5日開催の国保運営協議会に諮問し、承認をいただいているものでございます。なお、計、合計につきましては、それぞれの会計、性格が別でございますので、省略をさせていただきます。

28ページをお願いいたします。企業会計、認定第6号の水道事業会計でございます。

収益的収入及び支出でございます。決算額2億5,744万3,512円、決算額1億9,929万2,647円。差引過不足額5,815万865円の黒字でございます。

資本的収入及び支出でございます。予算現額1億2,319万1,000円でございます。支出決算額1億1,849万6,483円でございます。差引過不足額1億1,849万6,483円の不足となってございまして、この不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補填済みでございます。

以上、決算の認定の説明でございます。

続きまして、議案の1ページをお願いいたします。

報告第6号平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

2ページをお願いいたします。

24年度の決算に基づく健全化判断比率でございまして、24年度の決算の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率を算定をいたしたところでございます。それぞれ法律にのっとり、監査委員の意見を付して報告を申し上げます。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、各会計、赤字がございませんので、数字にあらわれません。実質公債費比率につきましては12.1%、将来負担比率につきましては51.4%と、大きく健全化比率を下回っておりまして、今後におきましても、行財政改革を進めながら健全な会計基盤をつくり上げたいというふうに思っております。

3ページをお願いいたします。

報告第7号平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございまして、4ページをお願いいたします。

24年度の資金不足比率の算定をいたしたところでございます。法律に乗りまして、これも監査委員の意見を付して御報告を申し上げます。会計、黒字でございます。資金不足比率はございません。

5ページをお願いいたします。

報告第8号でございます。継続費の精算報告についてでございます。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙の継続費精算報告書のとおり報告するものでございまして、6ページをお願いいたします。国保診療所の改築事業の継続費の継続年度、全て終了をいたしましたので、法律にのっとり継続費の精算報告書を添えて報告をするものでございます。なお、内容につきましては、この数字については省略をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。日程第19 報告第6号平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告、日程第20 報告第7号平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告、日程第21 報告第8号継続費精算報告書については受理をいたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算については、各常任委員会より2名、計4名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、4名の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、各常任委員会より2名を選出していただき、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

各常任委員会で委員の選任をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室をお願いします。

決算特別委員選出のため、暫時休憩します。

午後 3時41分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、休憩中に決算特別委員が選出されましたので、事務局長から報告をさせます。

○事務局長（寺澤哲也君） それでは、決算特別委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会から佐藤晶議員、高村和史議員、経済文教常任委員会から田中良議員、坂本志郎議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま事務局長より報告のとおり、指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選をお願いします。

正副議長室でお願いします。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 3時46分 休憩

午後 3時51分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、委員会において委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。羅臼町各会計決算特別委員会委員長に坂本志郎君、副委員長に田中良君。以上のとおり、互選された旨、報告がありました。

坂本志郎君。

○特別委員会委員長（坂本志郎君） 決算特別委員会委員長の坂本志郎です。

ただいま本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号の平成24年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定は、会期が本日1日なので、閉会中の継続審議の議決をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま、羅臼町各会計決算特別委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13 認定第1号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第18 認定第6号平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についての6件を、羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第22 発議第7号 道州制導入に断固反対する意見書

○議長（村山修一君） 日程第22 発議第7号道州制導入に断固反対する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） 発議第7号道州制導入に断固反対する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年9月12日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員佐藤晶。

賛成者、羅臼町議会議員高島讓二、同じく高村和史、同じく湊屋稔。

道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々羅臼町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月12日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第7号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第22 発議第7号道州制導入に断固反対する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第23 発議第8号 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書

○議長(村山修一君) 日程第23 発議第8号「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○5番(小野哲也君) 発議第8号「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年9月12日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員小野哲也。

賛成者、羅臼町議会議員佐藤晶、同、鹿又政義。

「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書。

平成24年6月21日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下「原子力事故子ども・被災者支援法」という。)が議員立法により全会一致で可決・成立した。

この法律は、原子力事故の被災者への幅広い支援策として、被災者の支援対象地域における居住、ほかの地域への移動及び移動前の地域への帰還を選択する権利の尊重、特に胎児を含む子どもへの健康被害の未然防止、放射線の影響を調査する健康診断、原子力事故の放射線による被爆に係る医療費減免などが盛り込まれ、それらを国の責務において推進することを定めた画期的なものである。

一方、原子力事故子ども・被災者支援法は理念・枠組みのみを規定しており、支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などの具体化はこれからの課題となっている。北海道内においても原子力事故から避難してきた方々が、避難生活にかかわるさまざまな困難を抱えて生活しているが、公的な支援は限られている。

よって、国においては、次の事項について早急に実施するよう強く要望する。

記。

1、原子力事故子ども・被災者支援法第14条に基づき、被災者の意見を十分に反映する措置を速やかにとること。

2、原子力事故子ども・被災者支援法に定められた基本方針を早急に定めるとともに、当該基本方針に基づく各種の施策を早期に具体化し、予算措置を講ずること。また、地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うようにすること。

3、被災者の移住または一時保養等について、被災者及び受け入れ地域の諸団体の財政的負担を軽減するために、助成金の交付等、予算措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年9月12日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上です、よろしくお願いします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第8号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第23 発議第8号「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第24 発議第9号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第24 発議第9号平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鹿又政義君。

○7番（鹿又政義君） 発議第9号平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年9月12日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員鹿又政義。

賛成者、羅臼町議会議員佐藤晶、同じく小野哲也。

平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

労働基準法第2条は、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めてい

る。

こうした中、平成20年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」による合意と、平成22年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年度までに全国平均1000円を目指す」との合意をした。こうした観点から北海道地域最低賃金はここ6年間で75円引き上げられたが、審議会においては引き上げ額のみが議論され、あるべき水準への引き上げができていない現状である。

昨年は、平成20年の答申により、「生活保護との乖離額を5年以内で解消する」と合意した期間の最終年に当たっていたが、社会保険料等の引き上げに伴い、乖離が17円から30円に拡大したことから、関係者の努力で14円の引き上げとなったものの、生活保護費との乖離が解消されていない。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労者の有効なセーフティネットとして十分に機能しているとは言えない。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金制度の履行確保が極めて重要な課題となっている。

よって、国においては、平成25年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、平成25年度の北海道最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、景気状況に配慮しつつ北海道地方最低賃金審議会の運営を図るとともに、各種経済諸指標との整合性を図り、事業経営に配慮し適切な水準を確保するよう最低賃金の底上げを図ること。

2、北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、道内事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。

3、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年9月12日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第9号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第24 発議第9号平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第25 発議第10号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・
拡充を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第25 発議第10号義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○5番（小野哲也君） 発議第10号義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年9月12日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員小野哲也。

賛成者、羅臼町議会議員佐藤晶、同、鹿又政義。

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書。

義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、全ての国民に対し、義務教育を保障するための、憲法の要請に基づく国の重要な責務であり、我が国の教育制度の根幹をなすものである。

このため、義務教育費国庫負担制度の堅持は、全ての子どもたちに対して無償で一定水準の教育機会を保障し、次代を担う人材育成という社会の基盤づくりに必要不可欠なものである。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方交付税等への地方の依存度が高まり、地方教育財政への圧迫が懸念される状況にある。

とりわけ、広大な地域に小規模校が数多く点在し、また、離島など多くの僻地を有する本道においては、教育財政の逼迫が、教育水準の全国との格差や市町村間での格差を生じさせるなど、本道の教育水準のさらなる低下が憂慮される状況にある。

また、いじめや不登校などの生徒指導上の課題が多様化・複雑化していることや、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあるなど、個に応じたきめ細やかな指導の一層の充実が求められていることに加え、特に本道においては、多くの市町村において複式学級を設置せざるを得ない状況となっており、こうした教育課程への対応のために

も教職員定数の一層の充実が求められている。

さらに、災害時に地域住民の緊急避難場所として、極めて重要な役割を果たす学校施設の耐震化や、低所得者層の増大を要因とした、準要保護などの就学援助受給家庭の増加に対応する、就学援助制度や奨学金制度の充実なども喫緊の課題となっている。

よって、国においては、公教育に地域間格差を生じさせないため、義務教育費国庫負担制度、少人数学級の実現や地域の教育課題に対応するための教職員定数の改善、教科書の無償給与の堅持並びに学校施設費、就学援助費及び教材費等の充実など地方交付税等を含む義務教育予算の確保・拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年9月12日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第10号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第25 発議第10号義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第26 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第26 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 4時16分 休憩

午後 4時17分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（村山修一君） お諮りします。

町長から、議案第47号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第47号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 追加日程第1 議案第47号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま追加提案をお願いし、提案されました議案第47号がありますけれども、このことにつきましては、一般会計の補正予算でございまして、先般、低気圧によって発生した、限定された地域の強風によって、公共施設に被害が発生いたしました。その復旧のための補正予算でございまして。

詳しくは副町長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案第47号です。平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございまして。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,939万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

16款1項寄附金、100万円を追加し924万2,000円。

18款1項繰越金、50万円を追加し1,479万7,000円。

19款諸収入、150万円を追加し2,920万4,000円。4項雑入、150万円を追加し2,826万6,000円。

歳入合計300万円を追加し、34億7,939万9,000円。

3ページ、歳出でございます。

5款農林水産業費、300万円を追加し5,794万1,000円。3項水産業費、300万円を追加し3,698万9,000円。

歳出合計、300万円を追加し34億7,939万9,000円。

4ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をいたします。

歳入。

16款1項寄附金3目農林水産業費寄附金、100万円の追加でございます。今般の事業に漁業協同組合から指定寄附があったものでございます。

18款1項繰越金、50万円。財源調整に前年度の繰越金に求めたものでございます。

19款諸収入4項3目雑入150万円の追加でございます。町有物件建物共済金から150万円の交付を受けるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

5款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費300万円の追加でございます。ただいま町長からもお話がありまして、ウニ種苗センターの災害復旧に係る工事費でございます。このことにつきましては、釧路の气象台に確認をしたところ、8月28日午後9時24分ころ発生したと思われませんが、岬町の一部に低気圧による強風が吹いたと思われれます。この強風の影響によりまして、ウニ種苗センター屋根に大きな被害を生じたところでございまして、このことにより破損したという判断をいたしましたところでございます。300万円の事業の財源内訳でございますが、2分の1の150万円につきましては、町有物件の災害共済金から交付を受けるものでございます。残り150万円につきましては、歳入で申し上げましたとおり、漁協から100万円の寄附、残りの50万円については町の財源ということで調整をいたしましたところでございまして、早急に復旧しなければならない状況でございますので、追加補正をお願いしたところでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりまましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第47号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第47号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第47号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第3回羅臼町議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午後 4時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員